

令和4年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 9 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第7 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第8 議案第4号 町道路線の認定について
- 第9 議案第5号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第9号）
- 第10 議案第6号 令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第7号 令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第8号 令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第9号 令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第10号 令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第11号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第12号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第13号 令和3年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第14号 令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第15号 令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）

- 第20 議案第16号 第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について
- 第21 議案第17号 四万十町中期財政計画の策定について
- 第22 議案第18号 第2次四万十町環境基本計画の策定について
- 第23 議案第19号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 第24 議案第20号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第25 議案第21号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
- 第26 議案第22号 四万十町コワーキングスペース条例について
- 第27 議案第23号 四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第24号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第25号 四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第26号 四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第27号 四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について
- 第32 議案第28号 四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について
- 第33 議案第29号 四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第30号 中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第31号 令和4年度四万十町一般会計予算
- 第36 議案第32号 令和4年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第37 議案第33号 令和4年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第38 議案第34号 令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第39 議案第35号 令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第40 議案第36号 令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第41 議案第37号 令和4年度四万十町介護保険事業特別会計予算
- 第42 議案第38号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算
- 第43 議案第39号 令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算

- 第44 議案第40号 令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
 第45 議案第41号 令和4年度四万十町下水道事業特別会計予算
 第46 議案第42号 令和4年度四万十町水道事業会計予算
 第47 発議第1号 ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を求める決議
 第48 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第48まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（16名）

1番	酒井祥成君	2番	槇野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
13番	堀本伸一君	14番	村井眞菜君
15番	橋本章央君	16番	味元和義君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	西岡健二君
企画課長	川上武史君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	吉岡範満君
町民課長	本山桂三君	建設課長	竹内幸喜君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	小嶋二夫君	教育長	山脇光章君

教 育 次 長	浜 田 章 克 君	生涯学習課長	林 瑞 穂 君
学校教育課長	岡 英 祐 君	農業委員会事務局長	西 田 尚 子 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	津 野 博 君	大正・十和診療所事務長	国 澤 豪 人 君
特別養護老人ホーム事務長	三 宮 佳 子 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	田 邊 真 司 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	富 田 努 君	町民生活課長	細 川 理 香 君
-----------	---------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 長谷部 卓 也 君 | 次 長 | 正 岡 静 江 君 |
| 書 記     | 友 永 龍 二 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（味元和義君） 改めまして、皆様、おはようございます。

ただいまより令和 4 年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7 番吉村アツ子君及び 9 番水間淳一君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことについては、一昨日の 3 月 7 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長田邊哲夫君。

○議会運営委員長（田邊哲夫君） 議会運営委員会より、会期日程について協議の結果をご報告します。

第 1 回定例会会期は本日 3 月 9 日から 3 月17日までの 9 日間とすることに決定しました。なお、一般質問については、7 日の時点で 6 名の議員が通告しておりますので、7 日目の 3 月15日に 4 名、そして16日に 2 名の計 6 名で行いたいと考えています。

以上、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は、本日の 3 月 9 日から 3 月17日までの 9 日間です。

お諮りします。

令和 4 年第 1 回定例会会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、令和 4 年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月17日までの 9 日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があっております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧を願います。

次に、会議規則第129条議員派遣について、その結果を報告します。

1月2日に窪川四万十会館で開催されました令和4年四万十町成人式に味元議長、酒井副議長、古谷教育民生常任委員長が出席しました。

1月9日に四万十町緑林公園で開催されました令和4年四万十町消防出初め式に議長代理として酒井副議長が出席しました。

議長が出席しました式典についてもお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長、広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出があっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） それでは、私から昨年12月定例会以降の総務常任委員会の活動と1年間の活動の総括、併せて今後の活動方針を報告いたします。

まず、12月の委員会では、携帯電話無線基地局の設置を求める陳情書を審査し、採択しました。

所管事務調査では、集落活動センターこだまと仁井田のりん家を視察し、センター運営がかなり厳しいということで、現状を打開するための提案書を作成し、去る12月23日に町長へ提出しました。町長からは、施策ヒアリングで担当課とも協議し、前向きに対処する旨の回答がありましたが、まだ具体的な対策についての回答には至っておりません。

年を明けて1月の委員会は、第2次四万十町総合振興計画後期基本計画案の総務常任委員会に関係する項目について担当から説明を受け、委員からは補助金の見直し、人事評価などの質問が出ております。

所管事務調査については、職員の長時間労働について執行部と協議しております。また、産業医の澤田医師から、職員の健康状態や精神ストレス等で気づいた点について説明をいただきました。水曜日のノー残業デーの実行について、職員の給与計算等、曜日を問わない部署もある中で、委員からはノー残業デーとして宣言をしているなら、それに向けて検討すべき、また、朝礼と併せて終礼も試験的にやってみるべきなどの意見が出ており

ます。執行部からは夜間の町主催の会議は避ける、終業時刻には各課へ出向いて声かけをする、朝礼で伝えるなどの対応策が出ています。

また、100時間超えの対策として、令和4年度の当初予算にも上がっている自治体DX化、いわゆるデジタル化の推進、税務、財務ではAIを利用して労力の省力化を進める、会議の合理化、それから会計年度任用職員の給料の作業を各課に分散してもらう、業務の分散化などで対応したいという報告がありました。

2月の委員会は、第2次四万十町中期財政計画後期5か年について、令和4年度から8年度の計画を財政班長から説明を受けました。委員の意見として、将来の負担をなくすための計画をしっかりと立てて、交付税が終わったときのことを考えておくべき、また基金は貯めるばかりでなく、将来の不安に対して先に手を加えるべきなどの意見が出されました。

二点目には、令和4年度の当初予算について、概要と予算編成の考え方、方針という内容で財政班長から説明がっております。

三点目として、1年間の委員会活動の反省を含め総括、そして令和4年の活動方針について、委員から意見を出してもらいました。

総括として、職員の時間外労働について、水曜日のノー残業デーは1月の常任委員会で、副町長、総務課長から声かけを実施するという事で、一つの成果としては一歩進んだと感じる。100時間超えの職員をゼロにすることが一つの目的であるし、徐々に成果が出ている。また、集落活動センターについては常任委員会から町長に提案書を出していますので、これについても進んでいるという声ですが、今後1年をかけて総務常任委員会が出した意見、提案がしっかりと実践されていくのか、実証する必要がある、集落活動センターの提案書に対しても回答書を提出してもらうこと。もう一点、議会BCPについては、初動期の体制までを作成し、令和4年12月をめどに全員協議会に諮る方向で進めたいと考えております。

以上、12月定例会以降の総務常任委員会の動きと1年間の総括、併せて今後の活動方針の報告とします。

○議長（味元和義君） これで総務常任委員長長の報告を終わります。

次に、教育民生常任委員長長の報告を求めます。

教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、教育民生常任委員会の1年間の主立っ

た報告をしたいと思います。

私たち教育民生常任委員会では文化的施設への対応を一番目、二番目として社会福祉、老人福祉、医療福祉に関する調査、そして三番目として学校教育、社会教育に関する調査を主立った項目、テーマにして活動しました。

特に文化的施設への対応を最重点課題として、ずっと今も継続して取り組んでおるわけですが、昨年4月、委員がそろった1回目のときには全員で高知市のオーテピア高知図書館を視察研修して、図書館なるものの共通認識をしました。

ここはご承知のとおり、百数十億円をかけて整備された県立図書館をしっかりと活用していくことを基本に置いていました。当地域で計画されておる文化施設の今後の在り方についてもしっかりと位置付けて議論、熟考することの必要性を共通認識として確認できたと思っております。

また、同日にはお隣、中土佐町立美術館も視察しました。特に美術館は図書館以上に人を集めること、利用してもらうことが難しい課題であるといったことで、当町で今、進められております文化的施設への一つの位置付けとして、しっかりと認識した中で検討していかないかと進んできたつもりです。

これに関連して、6月定例会において文化的施設整備推進事業計画の見直しを求める陳情書が出され、常任委員会としては賛成3、反対1で採択したわけですが、本会議においては賛成6、反対9で不採択という結果になっております。この文化的施設に関しては、ほぼ毎回常任委員会のテーマとして取り上げてきまして、特に政策監を中心に進捗状況についての資料提供、提示と説明を受けながら、質疑応答と協議を重ねております。

この中で特に昨年実施した三つのアンケート、利用者等を対象にしたアンケートを受けて、将来的な人口減も見据え、最小限に絞り込んだ本町の実態に見合った施設とすべきだ、アンケートの結果を受けて将来的に不安を増幅した等、施設規模に関して危惧の念を抱く根強い委員の意見があることを報告しておきます。

二つ目の社会福祉、老人福祉、医療福祉に関する調査については、特別養護老人ホームの現状及び課題、そして高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の進捗状況をテーマに協議を行いました。

様々な課題を抱えておりますが、その中で共通していることは、人的体制の整備が非常に大きい課題だと認識しており、あと1年間ありますけれども、最終的には常任委員会の報告という形で執行部に提案も含めて、投げかけていきたいと考えております。

そして、社会福祉協議会との意見交換会も行いました。これは初めてのことでテーマを十分に絞り込めていなかったですが、ここでもやっぱり地域全体として捉えていかないかん人的体制の課題があると共通認識として確認でき、また、年に一度は意見交換、情報交換の場を持って課題を共有するとともに、解決策に向けてお互いの知恵を出していきたいと確認しております。

2月には学校教育、社会教育に関する調査に関連して、保育所の現状と課題、保育所と小学校の連携に関する現状と課題、そして教育研究所の現状と課題をテーマに協議しております。

あと常任委員会は任期後半1年間になるわけですが、特に文化的施設への対応が引き続き最重要課題であることは変わりないと考えております。サービス計画は今、策定がほぼ進んできているということですが、施設そのものとも密接に関連した位置付けの中で、保育所、小学校、中学校、高校までを一貫している望ましい地域教育の在り方を重点テーマにして、さらに取り組んでいくと委員の皆にも了解いただいております。

それに加えて、委員の皆さんから提案も積極的に取り入れた中で、委員会活動をあと残り1年間、一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（味元和義君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長林健三君。

○産業建設常任委員長（林健三君） 産業建設常任委員会12月定例会以降の活動について報告します。

報告の前に、産業建設常任委員会の活動目標として農林水産業の活性化、商工業振興、大正・十和地域の振興局の事務調査の三点を重点目標として委員会活動を行ってまいりました。分野も広く、事務事業も多いですが、現状、主管課が抱える課題等の洗い出しを行い、有意義な調査研究活動ができていると考えております。今後は、重点目標に従って、さらに深く委員会活動を行っていききたいと思います。

それでは、12月定例会以降の活動について報告します。

12月9日、所管事務調査として、大型定置網漁の進捗状況を農林水産課より報告を受けました。また、11月に行った聞き取り調査の取りまとめも行っております。

続いて、1月25日午前、町道大道日吉線の道路災害復旧工事について、現地視察を行いました。後刻の議会運営委員会において、現状の説明を行いました。また、午後より第2

次総合振興計画の産業建設常任委員会所管事務について質疑応答を行いました。

続いて、2月25日、環境基本計画に係る説明を受け、質疑応答を行いました。また、所管事務調査として、町有林の施業計画など、所管課より説明を受けました。

以上が12月定例会以降の活動内容になります。

改選まであと1年を切りましたが、この1年間は農林水産業の活性化として、定置網漁業の振興、大型製材工場、町有林管理について、並びに大正・十和地域振興局の事務調査について、重点的に取り組んでまいりました。残り1年間の取組として、商工業の振興として商店街の活性化とまちづくり振興を重点課題とし、コワーキングスペース整備事業や文化的施設整備事業など、施設を核としたまちづくり、市街地再生について、引き続き調査研究活動を行ってまいりたいと思いますので、担当課の皆様にはご協力いただければと思います。また、委員一同、全身全霊をもって一生懸命頑張ってまいります。

以上、産業建設常任委員会の報告です。

○議長（味元和義君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長中屋康君。

○広報広聴常任委員長（中屋康君） それでは、広報広聴常任委員会から令和3年度における広報広聴活動について取りまとめ、報告します。

12月定例会時に報告した事案に引き続くものとして、広聴活動では、昨年11月18日に窪川地域の古市町、東町、茂串町、本町、新開町の5地区について、各戸訪問して、聞き取り調査を実施したところです。聴取した町民の皆様からのご意見、ご要望は現在113件でした。内容それぞれに各種生活サービスの維持と確保、地域の福祉関係、施設の維持、道路関係、あるいは排水・用水路、子育て、災害対策、その他町政全般とした八つにわたる分野について分類し、現在その取りまとめを終えたところです。

これから所管ごとに常任委員会で内容を整理し、最終、所管課ごとに要旨を取りまとめ、議会として調査報告書を執行部に通知していくことにしたいと思います。

なお、取りまとめ、整理を行った上で、議会、あるいは執行部に寄せられた主な項目については議会の広報誌に掲載し周知する予定です。

次に、広報活動の分野であります。議会の広報紙、議会だよりは、令和3年度においては3月定例会を受けて、令和3年5月10日に第59号、6月定例会の後に60号を8月10日、9月定例会の後に61号を9月10日にそれぞれ発行しております。直近の発行につい

ては12月定例会の模様を第62号として、令和4年2月10日、区長文書配布に合わせて全戸配布したところです。

議会だより62号は、定例会の議案審議、補正予算審議、一般質問での質疑応答要約、各常任委員会の活動報告、「ありやどうなっちゅうぜよ」で、松葉川温泉に木質バイオマスボイラーの導入に向けた調査の動向、「キャッチボール」では、今回の聞き取り調査を内容とした議会や地方行政に係る動き、出来事を探る企画を主として編集しております。

また、令和3年の活動について、新型コロナウイルス感染症禍でしたので、企画や編集能力の向上に資するための各種研修会への参加の機会が全くなく、残念でした。本年においては新型コロナウイルス感染症の状況や研修会等の開催の動向を見極めながら、研さんできる場に極力参加し、編集能力のなお一層の向上に、委員一同努めたいと思います。今後も議会の有する情報の発信、あるいは町民の皆様と情報共有ができる広報活動を念頭に置きながら活動したいと思います。

以上、広報広聴委員会の令和3年の報告とします。

○議長（味元和義君） これで広報広聴常任委員長の報告を終わります。

各常任委員長の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めまして、おはようございます。本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和4年第1回町議会定例会が開催されますことを、厚く御礼を申し上げます。また、開会に当たり、先の12月定例会以降の主要な行政運営等に関して、ご報告申し上げます。

まず、令和4年度当初予算案の概要についてです。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症後の新しい社会を見据え、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現と防災・減災、国土強靱化や交通インフラの整備等の推進、観光等への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資するとされており、地方財政についても経済財政運営と改革の基本方針2021を踏まえ、国の一般歳出の取

組と基調を合わせながら、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額は令和3年度の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとされております。

県の当初予算案については、国と同様に、新型コロナウイルス感染症対策を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症後に向けデジタル化、グリーン化、グローバル化の三つの視点から施策を強化し、また、中山間対策を強化するなど、県勢浮揚に必要な施策を着実に実行するため、積極型の予算が継続されております。

このような情勢の下、本町の持続的発展のためには、限られた財源を有効に活用しながら、これまでに取り組んでまいりました各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要であります。

令和4年度は4月早々に首長選挙が予定されておりますけれども、新型コロナウイルス感染症への対応事業や、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現に向け、町政を停滞させることなく、切れ目のない町民サービスを提供する必要があるため、政策的経費を含めた通常予算として編成したところです。

この結果、一般会計当初予算額は189億3,400万円となり、前年度当初より7億6,800万円、3.9%の減少となっております。このうち、ふるさと納税関連予算は返礼品や事務費、基金への積立金で合わせて20億1,900万円となり、また、新型コロナウイルス感染症対応事業関連予算は2億7,600万円となっております。ふるさと納税関連予算と新型コロナウイルス感染症対応事業関連予算を除く実質的な予算規模は166億3,900万円です。

なお、町の預金に当たる積立基金残高は前年度末より2億5,508万円減少の124億6,920万円、町の借金に当たる町債残高は7億6,049万円の増加の190億5,006万円の見込みです。

また、一般会計のほか、10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引くと253億2,036万円となり、前年度当初より7億8,984万円、3.0%の減少となっております。

以上、令和4年度当初予算案の概要ですけれども、今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と、ポストコロナ時代の新しい未来を見据えた社会変革にも対応しながら、第2次四万十町総合振興計画に掲げましたまちの将来像の早期実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいります。

続いて、新型コロナワクチンの接種状況についてご報告を申し上げます。

本町における新型コロナワクチンの3回目接種については、昨年12月17日の厚生労働省

の方針を受けて、同月27日から医療従事者等への接種を開始し、本年1月からは町内20か所の高齢者施設及び障害者施設の入居者及び従業者への接種を優先的に行いました。

医療従事者等の対象者439人の接種は1月中にはほぼ完了しており、高齢者等施設の対象者約780人の接種は今週末には完了する見込みとなっております。また、クラスター感染のリスクが大きい保育士の接種は、希望者を確認した上で一般の接種者に影響がないよう、集団接種と個別接種の予約枠の空きを利用し、希望者120人の接種が完了したところ です。

高齢者や障がい者への通所サービス等事業所の従事者についても、感染リスクが大きい ため、事業所の勤務状況に合わせて接種できるよう2月3日からの電話予約の受付を開始 しております。

一般の接種者については、まず、65歳以上の対象者6,300人の接種券を9回に分けて順 次送付し、2月下旬に送付を完了しました。国からは2月中に65歳以上の希望者に接種を 完了する要請もあり、短期間での接種券発送となったため、受付を開始した2月3日から 15日までの間、予約センターにつながりにくい状況となり、皆様にご迷惑をおかけしまし たことを深くおわびを申し上げます。

これらの取組の結果、本年2月末時点での本町における3回目接種の状況は、18歳以上 の対象者9,871人のうち4,966人の接種が完了し、接種率は50.3%となっております。65歳 以上の対象者の82%となる5,167人が接種予約を完了しております。現在は、2回目接種 から6か月経過する18歳以上の方に対して、ワクチンの確保と予約状況を確認しながら接 種券を順次発送し、65歳以上の接種対象者と並行して接種を進めております。

また、5歳から11歳までの700人を対象とする小児接種については、医療機関からの助 言もあり、接種後の副反応を考慮して個別接種のみでの対応とし、3月15日から毎週火曜 日と水曜日に実施します。小児接種については、対応可能な医療機関が町内3か所である こと、また2回接種のため予約枠が2回分必要であることから、基礎疾患のある5歳以上 の子どもと現在小学4年生以上の児童約200人を対象に、3月4日から受付を開始してお り、今後は予約状況に応じて予約対象年齢を引き下げながら接種を進めてまいります。

続いて、文化的施設整備事業の進捗状況についてご報告します。

はじめに、令和2年度から2か年かけて、施設本体の設計と一体的に進めてまいりまし たサービス計画の進捗状況についてです。

サービス計画は、文化的施設で提供するサービスの基本的な考え方と具体的な実行計画

を示すものでして、図書館、美術館、展示、コミュニティの四つの機能を活用して、何ができ、どのようなことが実現できるのか、その運営体制等を含め施設運営に必要不可欠な計画となっております。

本計画の策定に当たっては、これまでに町民の皆様をはじめ、議会や附属機関、関係団体等の皆様との意見交換会を重ねてきたほか、昨年12月24日から本年1月24日にかけて、四万十町意見公募手続条例に基づく意見公募を行ったところです。その結果、サービス計画全体の各項目にわたって3名24件のご意見等をいただいております。ご意見等をいただいた皆様にはこの場を借りて心より感謝を申し上げたいと思います。

なお、件数等については、整理、回答しやすくなるよう便宜上区分したものですので、詳しくは町ホームページや閲覧書等でご確認をお願いします。

現在、いただいたご意見やご提案を基に、施設本体の設計とも調整を図りながら計画の修正作業を進めておりまして、本年度末には決定、公表し、可能なものについては本年4月から順次サービスを提供していく予定です。

続いて、設計作業の進捗状況についてご報告します。

施設本体の設計については、昨年11月から実施設計に着手していますが、サービス計画と一体的に進める必要がありますので、この間、本年3月末の決定に向けて作業を進めているサービス計画との調整を重ねてきたところです。その結果、基本設計からの変更点として、本体の形状はおおむね決定し、外構については、中庭や駐車スペース等の最終調整を行っていますが、その内容については、本日予定されている議員全員協議会においてご説明するとともに、町民の皆様にもチラシやホームページ等を通じて公表する予定としております。

なお、今後は具体的な実施設計作業に着手して、本年12月定例会にて施設本体の建築工事費等を計上する予定としており、また、開館時期については、これまでお知らせしてきたとおり、令和6年度中の開館に向け進めておりますので、引き続き、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、行政報告とします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案します。日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号を一括説明、日程7、報告第3号まで説明の後、日程第8、議案第4号から日程第19、議案第

15号までの12議案を上程説明、審議、採決後、日程第20、議案第16号から日程第46、議案第42号までの27議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第47、発議第1号については提案理由の説明の後、質疑・討論・採決を行います。最後に、日程第48、請願・陳情の受付報告を行います。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第6、報告第2号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、以上、報告第1号及び報告第2号の2議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第1号並びに報告第2号の専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

これらの報告については、議会の議決を経て契約を締結しておりました工事請負契約について変更契約を締結するため、議会の委任に基づく専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、ご報告するものです。

まず、報告第1号については、令和3年3月10日に議決いただいた興津排水機場除塵機・ゲート設備工事に関するものです。

この変更は、工事施工中の事情変更によるものでして、まず一点目は、既設の遠方開度計の型式が古いことにより、今回新たに設置した開閉装置との開度信号が整合しなかったため、新規の遠方開度計に取り替えたものです。

二点目としては、産廃処理工のうちスクラップ処理の実績値が当初の設計を上回り、その運搬費用も増加しましたが、スクラップ処理については買取りのため減額対象となりますので、産廃処理工全体では減額となったものです。

これらの変更に伴い、令和4年2月14日に当初の請負契約を91万3,000円増額し、1億3,357万3,000円に変更契約を締結したものです。

続いて、報告第2号については、令和2年12月17日に議決いただいた音声告知放送システム再構築工事に関するものです。

主な変更内容としては、一部の機器について、当初の設計時から約2年が経過したこともあり、同水準の機器を低価格で調達できることとなったため、機器の仕様を変更して約

480万円を減額する一方、その仕様変更や一部システムの機能拡充に伴う追加工事のほか、屋外スピーカーの新設に係る支障木伐採等の工事が当初の見込みより増加したため、約370万円の増額となったものです。

これらの変更に伴い、令和4年2月22日に当初の請負金額を59万2,790円減額し、4億7,752万9,910円に変更契約を締結したものです。

以上、2件の専決処分についてご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 報告第2号の四万十町音声告知放送システム再構築工事の中で、ただいま町長からも説明があったように、一つの機器費で、設計から2年経過したことによって、結果として同水準の機器が安く手に入ったという減額ですね、480万円。2年たったから努力によってメーカーから低価格で卸してもらったという言い方がいいのかどうか分かりませんが、同水準というのは設計とは違った物であるけれども、同じような効果のある物が手に入ったという見方なのか、その点だけお伺いしてみたいと思います。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 議員の見込みのとおり、同じ機能を持った物が安く手に入ったとご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第3号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件については、町道の管理の瑕疵に起因して発生した落石事故の損害について相手方と和解するため、国家賠償法第2条第1項に基づく損害賠償の額を定めたものです。

事故の概要としては、昨年6月27日に、興津地区の町道嶋戸線で落石が発生して、家屋の外壁が損傷したものでして、本年2月21日にその修理費用として15万9,350円の賠償金

を支払う旨の示談が成立し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告します。

○議長（味元和義君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第8、議案第4号町道路線の認定についてを議題とします。
提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第4号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき町道路線を認定することについて、議会の議決を求めるものです。

まず、上秋丸集会所線については、県道窪川船戸線のバイパス整備に伴い、旧路線の延長148.7m分が高知県から施設移管され、その部分を町道に認定するものです。

次に、檜生原ヲウコエ線については、県道小味野々川口線のバイパス整備に伴い、旧路線の延長151.6m分が高知県から施設移管されるため、その部分を町道に認定するものです。

以上、2路線の認定について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第4号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。ただいまより10時30分まで休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第９、議案第５号令和３年度四万十町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第５号令和３年度四万十町一般会計補正予算（第９号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算関連事業、施設の老朽化等に伴い早急に対応せざるを得ない修繕経費のほか、本年度最終の補正予算となるため、事業費の確定見込みによる精査や、各節の減額といった所要の予算措置を講じたところです。

それでは、歳出予算の主な内容について、予算科目の順にご説明を申し上げます。

まず、２款総務費ですが、１項３目財産管理費では普通交付税の再算定に伴い追加交付された普通交付税のうち、令和３年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費への措置分8,791万8,000円を減債基金積立金として追加計上したほか、今後の施設等の大規模改修や修繕に必要な財源として確保するため、施設等整備基金積立金9,064万1,000円と、今後の防災対策事業に必要な財源を確保するため防災まちづくり基金積立金5,500万円の追加計上を行うなど、積立金で合わせて２億3,202万8,000円を追加計上しております。

また、３項１目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード所有者の転入転出手続のワンストップ化への対応として、住民基本台帳システム改修業務委託料292万3,000円を計上したほか、５項２目国土調査事業費では、国の補正予算関連事業として口神ノ川地区の

調査事業費 1 億3,250万6,000円を追加計上しております。

続いて、3 款民生費ですが、1 項 2 目老人福祉費では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、特別養護老人ホームでの新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、窪川荘については特別会計への繰出金100万円を追加計上したほか、四万十荘については、新型コロナウイルス感染症対策分137万6,000円と合わせて特別会計予算を精査した結果、特別会計への繰出金を266万9,000円減額しております。

続いて、4 款衛生費ですが、1 項 5 目診療所費では、大正・十和両診療所において、特別会計予算を精査した結果、十和診療所特別会計繰出金で167万1,000円を追加計上する一方、大正診療所特別会計繰出金397万9,000円を減額補正しております。

続いて、6 款農林水産業費ですが、1 項 5 目農地費では国の補正予算関連事業として、地域農業水利施設ストックマネジメント事業として実施する七里地区の農業水利施設保全計画の作成費用として委託料2,300万円を計上したほか、興津排水機場の遊水池しゅんせつ工事費500万円を計上しております。

また、3 項 3 目漁港管理費では志和海岸保全施設整備事業における志和海岸海浜移動調査業務において、空撮調査の結果、海中の状況調査が必要となったことから、調査委託料371万1,000円を追加計上し、今後の事業計画書作成のためのデータ収集、解析を進めてまいります。

続いて、7 款商工費ですが、1 項 1 目商工総務費では、令和 4 年年頭からの新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、事業者の感染拡大防止対策への支援を国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行うため、商工業者感染症対策物品購入補助金1,200万円を追加計上しております。

続いて、8 款土木費ですが、2 項 3 目道路新設改良費では、町道新設改良事業の進捗などにより事業費の組替えを行ったほか、5 項 1 目下水道費では、国の補正予算関連事業として排水ポンプ車を整備し、今後予定している大型防災倉庫の整備と併せて、吉見川の浸水対策を進めてまいります。

続いて、9 款消防費ですが、1 項 4 目消防施設費で消防屯所設備の整備や、防火水槽の修繕費を追加計上したほか、消防費における各事業費の精査を行っております。

続いて、10 款教育費ですが、1 項 2 目事務局費では、ICT教育推進事業として平成28年度に導入したタブレット端末の更新に合わせて、令和 2 年度に導入した端末との機種の一化を行い、効率的な教育環境の整備を図るため、国の新型コロナウイルス感染症対応地

方創生臨時交付金を活用して、ICT教育機器購入費965万8,000円と初期設定委託料220万円を追加計上しております。

また、2項1目小学校費の学校管理費では、令和4年4月から一定規模の施設等改修などの際には事前にアスベスト調査が必要となるため、令和4年度に予定している東又、田野々小学校トイレ改修事業に先立ち、アスベスト調査業務委託料88万円を計上したほか、3項1目中学校費の学校管理費では、窪川中学校の1階廊下が雨天時などに非常に滑りやすい状況であるため対策を行うなど、学校施設改修工事費380万8,000円を計上しております。

なお、2項1目小学校費の学校管理費及び3項1目中学校費の学校管理費では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、他の国庫補助金と合わせて各学校における感染症防止対策用品の購入費用として、消耗品費を追加計上しております。

また、4項1目社会教育総務費では、最低賃金の増額などにより放課後子ども教室指導者謝金339万5,000円を追加計上したほか、4項5目四十緑林公園等管理運営費では、公園内の修繕や山林道の舗装工事費として233万7,000円を追加計上しております。

以上が歳出の主な内容となりますが、これを賄う歳入としては、普通交付税において国補正による再算定があり、追加交付額2億890万2,000円と、これまでの留保分からの1億7,627万7,000円と合わせて、3億8,517万9,000円の追加計上を行っております。

また、このことに伴い、先の12月定例会でご承認いただいた地方債の繰上償還の財源として繰入れを予定しておりました減債基金繰入金3億9,380万円を減額補正しております。

また、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金においても2,500万7,000円を追加計上したほか、活用事業についても各種支援事業の執行見込み等に伴い、活用事業の追加や事業費の精査を行っております。

そのほか、各事業の進捗状況等を基に補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込額についても精査を行うなど、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ11億4,400万円の減額補正となり、累計予算総額は歳入歳出それぞれ209億200万円となったところです。

続いて、繰越明許費ですが、先ほどご説明申し上げました国補正予算関連事業をはじめ、国の新型コロナウイルス感染症臨時交付金活用事業、光回線終端装置再構築事業、畜産競争力強化整備事業、町道改良事業、災害復旧事業など、合わせて36件、22億9,005万

2,000円の追加となり、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表繰越明許費補正に記載のとおりとなっております。

続いて、債務負担行為ですけれども、奨学金等返還支援事業費補助金において、令和3年度の申請実績に合わせて限度額を変更しようとするもので、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第3表債務負担行為補正に記載のとおり変更するものです。

最後に、地方債の補正については事業費の精査に伴い、第4表地方債補正に記載のとおり、各地方債の限度額を変更するものです。

以上が補正予算の主な内容となりますが、引き続き、より一層、健全財政に努めてまいりますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 何点かお伺いしたいと思うんですが、予算書67ページの下段で、林業振興費1項2目のまきボイラーが出ています。まきボイラーの設置工事監理委託料と設置工事費で、5,500万円と100万円何がしを減額しています。まきボイラー、松葉川温泉の関係だと思うんですけど、先ほど広報広聴委員会の報告をしましたが、今月号の「ありやどうなっちゅうぜよ」に、このまきボイラーの進捗状況、導入に向けたやり取りを挙げてるんですが、この5,500万円と100万円の減額は、どういった内容なのかを、まず、お伺いします。

それから二点目が、予算書76ページ下段にある9款消防費の常備消防費です。金額的に非常に大きい減額措置で、2,349万4,000円と、高幡消防組合費負担金という大きい減額になっていますので、どういった内容の減額なのか、お伺いします。

最後にもう一点お伺いします。予算書80ページ教育費の関係で、GIGAスクールあるいはICT教育がこのページの12節から17節に書いてあります。補正予算資料にも4ページ下段にICT教育推進事業がありますが、ちょっと整理させてもらいたいのはGIGAスクールという考え方。

先ほど町長の説明の中にあったように、平成28年度あたりから国の動きで学校教育にGIGAスクール構想というのを取り入れておって、将来的というか、もう最近になるわけです。

けども、児童・生徒に1人1台の端末、あるいは高速のネットワークを整備するという動きがあると思うんです。今回、ICT教育推進事業でタブレット200台を、小学校1年生、2年生に配付するといった内容で、だんだんに令和2年度から令和3年度、そして令和4年度の予算書にもこの辺りの動きがあって、一貫した端末の配備ができていない感じがするんです。町長は機器の統一化という話も今あったんですが、GIGAスクール構想の中のICT教育推進事業をどんな形で今から推進して、最後完結していくのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 予算書67ページ、松葉川温泉にまきボイラーを設置する事業は今年度の目玉事業として、担当課としても実施したい、実現したいという強い思いがあったんですけども、機器の物理的な課題ですとか、運営方針、運営体制についての課題があり、今年度は事業を取りやめたものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 危機管理課長西岡健二君。

○危機管理課長（西岡健二君） 消防費の減の主な原因としては、まず新型コロナウイルス感染症の影響によって出張等の中止とか、それこそ救急車の入札減、併せて職員の手当の減となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） GIGAスクールの取組、また、今後のどのように推進していくかですけども、まず、平成28年度に各学校にタブレット端末、これは特に何年生に使うといったことではなくて、各学校に配付で、まず導入しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の関係により、GIGAスクール構想が前倒しになったこともあり、昨年度から令和3年度にかけて、1人に1台端末を整備したところです。

平成28年度に購入したサーフェイスというタブレット端末ですけども、この度、更新期間が到来したことから買換えの必要がありましたので、今回更新するに当たり、現在購入しておりますクロームブックに合わせて、機種をそろえるといったものになります。

今回は、小学校1年生、2年生用として購入するものでして、今後についても、3月補正予算資料の4ページ下段に全体計画等で載せておりますが、今回1、2年生用のクロームブックを整備した後、令和4年度には、タブレット端末の自宅への持ち帰り対応を計画していますし、また、令和5年度には町のイントラ整備に合わせてネットワークの再構築

の実施を計画しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 農林水産課長にお答えをいただいたまきボイラーの関係ですよね。今回、諸般の事情というか、いろんな不具合もあり、一旦、立ち止まるということですが、将来的というか、令和4年度以降もまきボイラーの松葉川温泉への設置事業は継続して進めていくという解釈でいいのか。そういった構想があって、今回減額にしたのかをお伺いします。要するに、委託を一旦しているわけですので、利用者との兼ね合いもあろうかと思うんですが、そこの辺りもう一回、もうちょっと踏み込んだ話をお伺いできたらと思います。

それから、ICT教育の関係、大体内容は分かりましたが、ずっと事業の目的を見ますと、前回9月補正のときも全く同じ内容を書いてありました。今回、新型コロナウイルス感染症のみならず、自然災害の発生等で臨時休業に対応するためということで、新型コロナウイルスの対応予算でICT教育の機器購入になっているんですが。要はこのICT、端末1台貸与となると、家庭と学校とのやり取りだけで使うととれてしまうんですが、そういう意味合いではないんですね。いわゆる日頃の学校現場の中で、タブレットを利用して電子黒板と対応するという本来の考え方で、今後は進めていくと捉えてよろしいのかをお伺いしておきたいのと。クロームブックの端末機に変えるといった機種の統一化ですけども、今回購入するのは小学校1年生と2年生用のタブレットとなっていますけど、これは全学年ですよ。小中全学年の貸与ですので、その辺りはどういう形で、この機種の統一化を今から図っていくのか。それだけもう一回確認しておきます。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） まきボイラーの事業の今後ですけれども、今の社会情勢を見ますと、重油等も相当に高騰していくという不安定な要素があって、逆にこういった事業には追い風になっている状況もあると思います。それから、低質材を活用するという地域のエネルギー循環にとっても非常に重要な事業でありますので、積極的に検討していきたいと考えております。

今回、議案としても上げておりますけれども、総合振興計画ですとか環境基本計画にもこの記述は計上しておりますので、今後、特に温泉に設置するかどうかは別にしても、事業としては積極的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 事業の目的が前回と同じだということですが、今回、新型コロナウイルス感染症のみならず自然災害の発生等によると記載しております。一応、教育委員会としても、当然新型コロナウイルス感染症で、どうしても学校が臨時休業になったりした場合に対応できるように、家庭でもオンライン、遠隔操作による授業ができる体制を今後は構築したいと考えておりますし、やはり特別な事情によって学校に来られない児童・生徒もいらっしゃいますので、そういった方への遠隔授業による対応も現在計画の予定をしております。

利用方法については、先ほど電子黒板などをあげてましたが、そちらも当然視野に入れた上で、こういったものを活用していきたいとも考えております。

また、機種についても、今後こういった形で統一化していくかですが、旧のタブレット端末はサーフェイスでしたが、現在、導入しているのがクロームブックという端末でして、今回の補正で対応する機種もクロームブックで、小学校、中学校全てが同じ機種になります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） 10番議員の関連で、4 ページ下段のICT教育推進事業の件です。実は中学校の保護者から、今年に入って、実際に中学校はまだ休校になっていなかったと思うんですけども、小学校では窪川小学校が一時期新型コロナウイルス感染症の関係で休校になっていた時分だったと思うんですけども、教育委員会として、やっぱり小学校が休みになったら中学生も非常に心配で、こんなときは休校措置を取って、せっかくタブレットを生徒に配ってあるので、リモートでの授業もこんなときに試験的にどんどんやってみたらどうかという意見が私にあったので、お伺いしますけれども。今回の予算措置は小学校1、2年生ですけれども、中学生に対する授業は私も現場を見に行って確認していないので、どういったふうに行われているか分かりませんので、現状のタブレット端末を使った中学校の授業、そこら辺のことを説明いただければと思います。それから、予算書70ページ、ネット販売推進事業に関して今回、一般質問で通告しておりますので、また、その席で詳しいことは質疑しますけれども、令和3年度の推進協議会への補助金が800万円減

額されております。1回出した補助金を協議会から町に返していただいたことだろうと思うんですけども、令和3年度の推進協議会の運営補助金1,852万円を、昨年4月に支出しておりますけれども、ご存じのように事業は9月の途中で止まったまんまで。1,852万円を交付して、ここで800万円返していただくと残りは、使われたのが1,000万円かなと思うんですけども、この約1,000万円は主にどんなことに使ったのか。この場で分かっておれば答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） まず、中学校のタブレット端末でのリモートの授業をご質問いただいたところです。現在、各小中学校のタブレット端末を使える環境ですが、県の教育ネットを利用している関係上、持ち帰りで端末を使えない状況にあります。今後、来年以降はそういったことも解消できるよう、また、家庭に持ち帰ってリモートでできるように現在、準備を進めています。

中学生の現在の状況ですが、タブレット端末に一定学習アプリがインストールされております。それを使った授業をされたりとか、場合によっては各中学校間で遠隔による授業、交流もされていると聞いております。

アンケートも実際とったわけですが、やはりその学習アプリの使い勝手があまり良くないという声も聞いておりますので、それもこちらで研究して、使い勝手の良い学習アプリの導入も、今後は進めていきたいと考えておりますし、また、それ以外の関係についても段階的に進めていくように、これから検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） ネット販売の費用の内訳ですが、現在まで使った費用として、消耗品や租税公課などネット販売とリバーノートの共通経費が53万円、ECサイトの運営管理、広告通信費、資材費等で283万2,800円、リバーノートの運用分、記事作成等で256万1,000円、税理士費用として51万円、仕入れ費用として154万7,660円となります。ここから売上げ金と預金利子が211万3,000円ありますので、そちらを引きまして、実質586万8,000円を今まで使っております。

当初といいますか、3月の再開を目指しておりますので、そちらでちょっと多くなっているかもしれませんが、ECコンサルタントの外注費等を500万円計上しております。

総額で800万円を引いて、1,093万2,000円の補助という形で、今回は補正しております。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） ICTの関係じゃけどね、分かんので聞くんですけども、中学生が学校で使っている中で、やはり、こういった端末に慣れている生徒と、全く機器に弱い生徒もいるかと思うんですけども、実際にタブレット端末を使う授業を理解している子もいれば、そうでない子もいるかと思うんです。そこ辺りの状況ですよね。全般的な、いわゆるタブレットを使った授業には特に問題はないのか、そこら辺りの現場の教員あるいは生徒からは、どんな声が上がってきているのか、もしお話があれば聞かせていただきたいと思います。

それからネット販売、令和4年度にもまた継続でやりたいということで当初予算にも計上されておりますが、これはまた一般質問でやりますので、教育委員会の現状報告だけお願いします。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 中学生で端末に慣れている生徒、慣れていない生徒に対する授業についてですけども、学校の教員も独自で勉強されることもあります。こういったことは一定研修も必要なのかとも考えておりますので、昨年度に引き続き今年度もそういった研修を開いて、学校教職員に勉強していただいて、それである一定の基準までは、中学生が活用できる方法で今後進めていきたいと考えております。また今後、プログラミング教育も行っていく予定ですので、そういった中でタブレット等、若しくはその学習に興味を持っていただけないと、こういったことを進めていくことは難しいと考えておりますので、そういったことも研究しながら、今後は進めていきたいと考えております。

あと、今やっている中で問題はないかということですが、やはり、まだ導入してあまり期間もたっていないですので、様々な問題といいますか、学校の教員自体もやはり慣れている方と慣れていない方もいらっしゃいますので、その辺りも今後どういう形で使っていくかも、改めて協議したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 一点だけお伺いします。補正予算資料4ページ上段です。吉見川

排水対策事業。排水ポンプのポンプ車の購入については異存ないと思うんですが、このポンプ車を購入した後の維持管理。特殊車両ということもありますが、ポンプ車ですので、機能が正常に稼働するのかどうかは月に1回程度、定期的な点検も必要かと思いますが、そこら辺についてどのように考えておるのか、お伺いします。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 排水ポンプ車の購入についてですが、去年、四万十市において、中村河川国道事務所と合同で訓練しました。また、その後、四万十町でも排水ポンプ場において訓練しました。そのときは消防団も交えて、職員も交えて訓練をした次第です。そのときに消防団において車両の管理もできないかという話もありましたので、その面もちょっと今後、研究して、それと実質的な整備のできる自動車、今、その面について検討している状態です。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） ということは、実際に稼働していく場合、それから何も無いときでも機能するのかどうかという点検は、もう消防団に任せていくという方向でよろしいんですかね。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） この話は消防団にも消防署にも危機管理課にもまだしていません。その場でそういう話があったということで、できれば実際使う方が整備されるのが一番ですけど、どこまでできるかもまだ分かりません。今後検討していくということで、何かあったらすぐに使える状態にはしとかないかんので、中村河川国道事務所の状態も調査して、密接に管理していく体制で購入したいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 5番緒方正綱君。

○5番（緒方正綱君） 私はポンプ車購入に当たって、そこら辺はとうにできておるのかなど。物を買って使えないじゃ困るんですよ。だから、このポンプ車を購入するに当たって、これを使用できる者がいるのかどうか、毎月の点検ができる者がいるのかどうか、そこをもう先に本当は決めていくべきじゃなかったんですか。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） この購入に当たり、幾つか見積りも取ったので、そのメーカ

一で点検するという方法もありますし、今、そういった構想もありますので、今から適正に調査して、その辺は取り組んでいきたいと思います。メーカーで点検はできるという話はできているんですけど、できたら地元でという思いがありまして、そういう案を出したところです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 予算書55ページ、ひかり保育所の指定管理料が85万円減額されている理由をお伺いしたいのが一点と。予算書で様々な減額が、新型コロナウイルス感染症の関係で多くあるのかなという印象を受けていて、このように立ち止まったことで、これから本当に要るものと、これは何となく続いてきたものだみたいな判断が必要な時期になっているんじゃないかなと思っていて、各課で、そういう印象を受けながらこの予算書を見たんですけど。それと予算書67ページ林業事業体担い手育成支援補助金が減額になっている理由と、予算書83ページ特別支援教育児童就学奨励費と要・準要保護児童就学援助費の110万円と10万円の内容をお伺いします。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 基本的に、ひかり保育所の指定管理料の減額については、既決から3月末を見込んだ予算の精査によって減額しているのがマイナス101万5,000円です。さらに、それに3月途中入所の分を加味して、16万円のプラスで、差引きで85万5,000円という計算になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 農林水産課長池上康一君。

○農林水産課長（池上康一君） 67ページ林業事業体担い手育成支援の補助金の減額についてです。この減額は実績ベースとなりますけれども、もともと制度上は林業事業体に雇用される方に対する人件費の支援ですけれども、想定よりも人数が少なかったということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 学校教育課長岡英祐君。

○学校教育課長（岡英祐君） 予算書83ページ特別支援教育児童就学奨励費のマイナス10万円の減額については、特別支援学級に入られている子で、所得要件によって要保護児

児童就学援助費が受けられない児童に対して、国から2分の1の補助があるものですが、実績に基づいて減額したものです。

また、要・準要保護児童就学援助費についても110万円の減額ですが、いろいろ援助費の内容がありまして、通学用品、新入学用品、修学旅行費等が対象になるものですが、当初の見込みの数より本年度申請のあった額が少なかったことにより、この度110万円を減額するものです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 何点かお伺いしますが、町長から、補正予算の概略説明がありました。歳入から行きますが、予算書4ページで基金の繰入れが補正前には20億円ぐらいの不足が見込まれるので、組んでおりました。3月になって4億8,000万円基金を元へ戻そうと、減額しようという予算です。

よかったなと思いきや、歳出を見たら、予算説明資料2ページ、基金の積立事業が出ています。これを見ると、まず減債基金について説明がありますね。令和3年度国補正予算にて追加交付された普通交付税において、先ほどその追加交付された額も町長から説明がありました、令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金積立てに要する経費が措置されたと。じゃ、この措置された金額はいかほどかということです。

そもそも臨時財政対策債は、私の記憶では国に金がないので一時自治体の皆さんに、100%自治体の金額を利用して、あとで交付税で全額措置したいという内容であったかなと思いますが、そこらを含めて町長から答弁いただければありがたいです。

そこで、それぞれ補正内容等についての減債基金、施設等整備基金積立、防災まちづくり基金積立金がそれぞれ計上されています。私の予算書の見立てでは金額が若干違うがです。まず、施設等整備基金の積立金が、この説明資料では9,100万円になっています。予算書35ページを見てください。施設等整備基金積立金が9,064万1,000円です。概略なのか分かりませんが、その上の減債基金は1,000円単位まで書いています。8,791万8,000円。積立金の合計が2億3,202万8,000円です。しかし、予算資料を見ると2億3,391万8,000円。なぜこんなに金額が違うのかなと思います。

それと、全体計画を見てください。私の見方は、令和4年度以降は一切積立事業をしないという見方ながですね。何なのかなと思いますので、その説明をお願いしたい。

それと、繰越明許を毎年度3月に計上されてきます。自治体用語です。普通の一般生活上、繰越明許費は分かりにくい言葉です。そこで、初歩的なことですが、そもそも繰越明許費とは何ぞやという答弁もいただきながら、どういう場合に繰越明許費が計上できるのか。計上した事業等については、いつまでにこの明許費を使い切らなければならないのかも答弁をお願いします。そこで、町長の提案説明で疑問に思ったのは8ページにあります清掃費、塵芥収集購入事業600万円余りの車の購入費です。なぜ繰り越さないかんのか私には分かりません。これはすぐに計上すれば令和3年度中に購入できるんじゃないか。それと、9ページの社会教育費、公用車の購入事業430万円余り。これがなぜ繰り越さないかんのか、分かりませんので、その答弁を求めたいと思います。

それと、10ページにあります債務負担行為。令和3年度実績に合わせて減額するということですね。令和4年度から7年の間、2,400万円の限度額を480万円に減額すると。480万円ですね。2,400万円ということは4で割ったら600万円あたり、参考値として見てきたがでしようが、町長の提案では実績によって4年間で480万円に減額しようという負担行為。どうしてこういう実績になって減額になるのか。様々な事情があるかもしれませんが、私は分かりません。これだけの減額、2,400万円のうち約2,000万円を減額する債務負担行為について答弁を求めたいと思います。

それと、予算書50ページ。金額は僅かですが、住宅新築資金等貸付事業費がこれまで70万円のうち60万円減額し、10万円余りの補正後の予算です。内容を見てみると、不動産競売予納金が減額になったという説明書きをされていますが、その理由、意味について、ご答弁いただきたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 私からは予算資料2ページ、基金積立事業の金額と予算書との金額が違う部分と繰越明許費の関連。まず、基金積立事業の件については、予算資料2ページ上段の表の欄外に注意書きを掲載しております。読み上げますが、「上表の記載内容は、一般財源を原資とした政策的な予算積立に係るもの」といった形で、その下、米印で「特定財源を伴う積立ルール分を除く」といった記載をしております。

今回、この表に掲載したものは基本的には一般財源を原資としたものになりますが、減債基金の積立金の部分8,791万8,000円に関しては、国補正で普通交付税が増額となった分、令和3年度、臨時財政対策債が措置されている額のうち、この8,791万8,000円に関し

ては後年度以降の普通交付税では措置しませんと。ここで措置するので後年度以降に係るものはしっかり基金等に積立てをして、そのお金を償還に充てるといった国の、指示ではありませんが措置がありました。

今年は四万十町、3億2,080万円を臨時財政対策債の借入れを行っている形になります。そのうち8,791万8,000円については後年度、普通交付税の措置がありません。差額の2億3,288万2,000円は、これまでどおり普通交付税の措置がありますが、今回のこの金額に関しては措置がありませんので、減債基金に積立てを行い後年度の返済に充てていくと。財源不足に陥らないようにしっかり基金に積み立てて、その償還に充てる形になります。

続いて、同じ中の施設等整備基金、資料では9,100万円ですが、予算書では9,064万1,000円となりますが、先ほど申し上げました欄外の部分が、ちょっと影響があります。実際、一般財源を原資として積立てを行うのは9,100万円になるんですが、差額は既決の予算で計上しております。詳しく申し上げますとジップラインの使用料と、大正地域振興局の中に高知銀行が入っているその公有財産使用料になりますが、そちらの歳入の減。ジップラインに関しては当初の既決の予算では、ジップラインの使用料と、ジップラインを運営する歳出との差額を今後のジップラインの維持管理等に使うために、この基金に積立てておりましたが、その金額が減少しました。具体的に金額を申し上げますとジップライン使用料分がマイナス33万3,000円、公有財産使用料分がマイナス2万6,000円になりまして、そこの調整で予算額としては9,064万1,000円の積立てとなります。

続いて、予算書8、9ページの繰越明許費表の部分についてお答えします。

まず、そもそも繰越明許費とは何ぞやといったご質問だったと思いますが、その前段で、まず予算というものは一つの会計年度で基本的に終わるものという原則です。ただし、後年度にかかって支出を行っていくものなどの例外がありまして、今回はそれに当たります。地方自治法第213条の第1項ですが、「歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる」とあります。

今回、令和3年度の予算に計上しているこれらの事業ですが、令和3年度内で終わらない見込みです。その事業について、繰越明許費に記載して翌年度以降に繰り越しをする形になります。どういう場合に計上できるかは、今年度中に終わらない見込みである事業について計上することになります。

ただ、繰越明許費表に計上したから必ず繰越しをしなければならないものではありませんので、令和3年度中に事業が終わりましたら結果的に繰り越さない。先ほど言いました繰り越す見込みがあるものを計上しております。また、いつまでに執行するものといったご質問に対しては、翌年度に繰越しができる形ですので、今回であれば令和4年度中に事業が終わらないといけない形になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 同じく繰越明許費、社会教育費の公用車購入について、何で年度内に納入できないのかというご質問でした。何でも新型コロナウイルス感染症の影響にするとお怒りの言葉もあるかもしれませんが、新型コロナウイルス感染症の影響によって流通体制が全国的、世界的に混乱している、それと工場の稼働体制も安定していないということで製造品の出荷についても非常に遅れている現状です。

これについては昨年9月補正で予算化し、それから入札をして発注したわけですが、なかなか納期もはっきりしたお答えが出てこなくて、繰越しもやむを得んかもしれんということで上げております。うまくいけば3月末までに納入できるかもしれないと期待を寄せています。

以上です。

○議長（味元和義君） 環境水道課長小嶋二夫君。

○環境水道課長（小嶋二夫君） 私からは塵芥車収集車の購入事業についてです。

今年1月に契約しております、いすゞ自動車中国四国株式会社からご連絡がありまして、商品の生産遅れに伴う納期遅延のおわびという内容でした。理由としては、ユニット及びセンサーに内蔵されている半導体チップの納入遅れということでした。現在の社会情勢から納期の見通しが立たないというご連絡でしたので、今回、本年度内に購入できる見込みがまだ立たないということで、繰越明許費に計上しました。

以上です。

○議長（味元和義君） 企画課長川上武史君。

○企画課長（川上武史君） 10ページ債務負担行為の補正について、少しご説明します。

債務負担行為、今回の減額についてですけれども、奨学金等返還支援事業補助金になります。この補助制度は令和3年度から始まったものでして、当初予算ではこの奨学金を活用される方、25人程度を見込んでおりました。1人の方が年間に返済される額は24万円程

度という平均額が出ておりますので、掛ける25で600万円という形です。

この補助制度は、交付決定を受けて、その後5年間補助を受けられることになりますので、令和3年度に補助決定を受けますと令和7年度まで行けることになります。

当初予算においては、25の方が令和3年度に補助決定を受けて600万円の補助を受ける。その後、残り4年間分を債務負担行為として予算書に計上して、補助決定を翌年度以降もしていこうという措置をしておったところですが、実際に令和3年度に交付決定を受ける見込みの方が5人となりました。

ですので、今回のこの歳出でも奨学金等返還支援事業補助金、480万円を減額していますが、令和3年度の支出予定見込みが5人分で年間120万円となりますので、その4年間分で480万円を減額しております。

あくまで、この債務負担行為については令和3年度に交付決定を受けた方に対するものですので、令和4年度に交付決定を受けられた方については再度、令和4年度の当初予算において債務負担行為を設定したいと思っております。その方たちについては、今度は令和5年から令和8年までの4年間分を新たに債務負担行為で設定する形になります。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 50ページの住宅新築資金等貸付事業費の不動産競売予納金については、案件がなかったので60万円を減額しています。残りの10万円については、納付書の郵送とか燃料費とかです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 建設課長の答弁は分かりました。

債務負担行為の件ですが、25人を見込んだけれども令和3年度は5人しかいなかったと。ということは、それだけ地元に戻ってこようとする人が少なかったという実績結果ですね。せっかく予算計上して、5分の1しかない。地元には家族しかいないかもしれませんが、もう少し利用、内容も含めて、こういうことがあるので是非とも帰ってくださいというPRも、今後やってもらいたいなど。そのためのせっかくの支援事業ですので、その努力をしてほしいと思います。

財政班長から詳しい答弁いただきましたが、私は結局、答弁は十分理解ができませんでしたが、かといって深くはよう聞きません。ただ、先ほど言いましたように、歳入で4億

8,000万円減額をしておきながら、今度はまた歳出で基金を崩して計上しています。予算書35ページ。歳出で2億3,200万円。予算資料では2億3,300万円ですが。

歳入では4億8,000万円減額しています。歳出では2億3,000万円、今度は基金から繰り出しをする。差し引き、歳入の崩しを歳出に見合った額を減せば、歳出でまた積立てをせんでもええがじゃないかと、単純な私の発想です。普通は貯金して、またそれだけの出が見込まれるがやったら、その金額を貯金から引き出す。この場合は基金ですが、わざわざ歳出でまた2億何千万円基金を減さないかんというのが、一般的には考えられません。なぜかなと思いますので、そこだけ答弁聞いて終わります。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 予算書27ページに細かい項目がありますが、上段の部分が基金からの歳入、基金を崩して入れる繰入金です。こちらは基金から取崩しを減らした形になります。

なお、その他特定目的基金の右側の説明に、施設等整備基金繰入金は4,150万円を出しますが、そのほかは繰入れを取りやめるといった内容です。

併せて、35ページの24節積立金には歳出で、基金へ積み立てをする、基金を増やす部分になります。

ですので、施設等整備基金だけは、議員のおっしゃるとおりですが、その部分だけ説明しますと、特定目的のための基金でして、今回、施設整備をするに当たって、もちろん考え方として一般財源をそのまま活用する方法もありますが、一般財源になると溶け込んでしまって、その財源がどんなものやったとかが見えにくくなったりもするので、一定その基金をこういう目的で活用していると。今回は施設整備に必要な部分として基金から繰入れを増やし、その財源を活用してやった形になります。

併せて、先ほど言いました基金積立、歳出の部分に関しては一般財源、政策的に増やすといった形も溶け込んでしまうと、確かに先ほどの差額の部分にはなってしまうんですけど、そこをしっかりと基金で必要なもの、事業として出すものに対しては基金を活用する。ただ、その代わり一般財源として、今回は9,100万円になりますが、基金積立てをするのはしっかり予算化して、皆さんにお示しをした形になります。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 一点お伺いします。資料2ページ下段、新型コロナウイルス感染

症関係です。1,200万円を支出するのは結構なことです、いつも言っておりますが、広報について、どのような広報をしたからこの120事業所ができたのかをお伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 広報については、町の広報誌であるとか商工会を通じて広報するとともに、今まで申請のあった方については文書等でも通知しています。

また、今までの消耗品等の購入資金の実績を見て120業者と見積もっています。この事業については繰り越して4月以降に行いたいと思っていますので、3月中あるいは4月に入ってから随時、できるだけ早めに広報等、周知もしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（味元和義君） 9番水間淳一君。

○9番（水間淳一君） 分かりました。いつも同じことを言っておるわけですが、100%はなかなか難しいかも分かりませんが、できる限りの広報、周知をしていただきたいと。前にも言いましたが、知らなかったということも中にあるかも分かりませんので、そんなことがないように、1件も漏らさずと言ったらちょっと言いすぎかも知れませんが、それくらいの気持ちで広報してもらいたい、このように申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。昼食のため1時まで休憩をします。

午前11時45分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第10、議案第 6 号令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）、日程第11、議案第 7 号令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）、日程第12、議案第 8 号令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 3 号）、以上、議案第 6 号から議案第 8 号までの 3 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第 6 号から議案第 8 号までの各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第 6 号令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてです。

今回の補正は主に予算の精査によるものでして、歳出では 1 款の総務費で89万2,000円、5 款の保健事業費で272万6,000円、8 款の諸支出金で109万2,000円をそれぞれ減額する一方、予備費として1,191万円を追加計上しております。

なお、歳入については、5 款の繰入金で396万円を減額する一方、1 款の国民健康保険税で530万円、3 款の県支出金で613万8,000円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第 1 表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ720万円の追加補正となり、累計予算総額は25億1,550万円となっております。

なお、この補正予算については、四万十町国民健康保険運営協議会より適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第 7 号令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 3 号）についてです。

今回の補正は、本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出については医業費で132万1,000円を追加計上する一方、総務費で332万1,000円を減額し、総額200万円の減額となっております。

歳入については、繰入金で246万円、県支出金で24万8,000円、国庫支出金で240万

7,000円をそれぞれ追加計上する一方、診療収入で710万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ200万円の減額補正となり、累計予算総額は3億8,780万円となっております。

最後に議案第8号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出については総務費で350万円、医業費で175万円をそれぞれ減額するなど、総額530万円の減額となっております。

歳入については諸収入で480万円を追加計上する一方、診療収入で18万6,000円、繰入金で559万4,000円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ530万円の減額補正となり、累計予算総額は9,980万円となっております。

以上、3件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第6号の国民健康保険事業特別会計ですが、97ページをご覧ください。歳出で見ると補正があつて、特に個々の事業の医療費とか保健事業費がゼロないし減額の中で、予備費が1,100万円余り計上されておりますが、これほどこの時期に予備費を積み立てておかならん必要性があるのかなという疑問ですが、その点についてお答えください。

それと診療所特別会計です。109ページで入院収入が補正前の額が6,865万円の中で800万円の減額となつて、十数%の減額補正予算ですが、これはベッドが空く状況があつてのことかなと単純に疑問に思うわけですが、大体、平均ベッドの使用率というか活用率、およそ平均でどれくらいの稼働をしているのかについて質問します。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 予備費になぜこのように1,191万円充当しているのかということですが、これは基本的に収支差額の調整のために予備費に持っていつておりま

す。国民健康保険事業費納付金については、県で示された金額を基に予算を組んでおりますので、この金額は県が示したものとなります。

それから、歳入ですけれども、県の支出金も県の見込額が増額になっておりまして、その分が増加しておるのが一点です。それに対して国民健康保険事業費納付金はそれほど伸びていなかった、県の見込額が増えていないと。収入は増えているけれども支出が増えていないことで、その差額を予備費に充当していると。そして差額調整をしています。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） 田邊議員からの入院収入の減額についてのご質問でした。800万円の減額ですけれども、大正診療所には入院のベッドが全部で19床あります。そのうち介護療養病床は4床あり、稼働率は大体100%となります。残りの15床が医療病床となりますけれども、今年度この補正予算を編成する際にざっくり計算したところ、60%程度の稼働率でした。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 国民健康保険事業特別会計ですが、担当課長から答弁いただいたわけですが、おおむね了解しますけれども、私が言いたいのは、それは当然、歳入歳出の金額は合わなきゃいかんのは当たり前ですが、ただ96ページの繰入金、今回396万円を戻すわけですね。そしたら、何ぼ調整して予備費に計上したとはいえども、年度末に、当然あと僅かで、余っていることはもう明らかじゃないかと私は思うがです、それは分かりますよ。今後この2週間余りでどれだけ予備費を必要とするのか分かりませんが、そうするほうがいいのではないかと私は単純に思ってきましたね。

当然、歳入歳出を合わさないかん予備費でしょう、そのことは私も分かっていますが、なぜ1,100万円ほども予備費に計上するのかと。逆に一般会計の繰入金をお返しすることに力点をおいてほしいなと。どんどん、当初は歳入不足を補うために各種基金を投入するわけですけれども、結果的には年度末の基金の積立額を見たって、そんなに極端に減るわけじゃない。逆に増えている状況ですので、そういうことが大事ではないかなと私は思うわけですが、その点についての答弁を求めます。

以上です。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 一般会計からの繰入れがこれほど必要ではないのではないかと
というご質問かと思うんですけども、一般会計の繰入れについては国の基準に基づいて繰
り入れているものです。人件費であるとか、それから法定に基づいて給付費の支払いに充
てているものでして、今回増額となったものは、県が示しております県の支出金が同額に
なっているというのが原因ですので、一般会計の充当分に充てることはちょっとできない
ので、この増額分については予備費を持っていかせてもらったということです。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 最後にします。私は議員として長いですが、そのできんというこ
とが分かりません。確かに県の支出金が600万円もあり、補正はされているわけですね。
そのことは数字を見れば分かります。一方で5款繰入金が2億3,400万で、今回減額が
396万円でしょう。これを増やせばですよ、元に戻す額を増やせば予備費はこれほど計上
しなくてもいいのではという算数ですよ。その算数は相ならんという答弁ですが、なぜな
のか分かりませんので、最後に答弁求めます。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 一般会計からの繰入れについては人件費等の経費です。それ
から、あと検診事業費とかの経費でして、それを減額することは、国保税とか、国・県か
らの支出金を人件費等、検診費等に充当することになりますので、それは法定ルール上で
きませんので、こういう措置になっています。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第13、議案第9号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14、議案第10号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第9号及び議案第10号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第9号並びに議案第10号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第9号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の主な補正内容は保険料の見込額がおおよそ決定したこと、また後期高齢者医療保険基盤安定負担金が決定したことに伴い、歳入では保険料を増額する一方、繰入金を減額し、歳出では広域連合納付金の減額及び保健事業費の確定見込みの精査に伴う減額となっております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ90万円の減額補正となり、累計予算総額は3億3,110万円となっております。

続いて、議案第10号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は本年度1月までの事業実績により予算を精査したものでして、歳出については2款保険給付費で今後の給付費を推計して減額等を行うとともに、5款地域支援事業費で事業費の確定見込みによる精査を行うなど、所要の予算措置を講じております。

一方、歳入については第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでして、この結果、今回の補正は歳入歳出それぞれ9,900万円の減額補正となり、累計予算総額は27億1,500万円となっております。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 議案第10号介護保険事業特別会計の歳出132、133ページです。今回、介護保険料が1,600万円余り減額補正ですが、この減額に至った理由と、133ページで保険給付費が9,100万円余り減額と、それぞれのサービス諸費が主に減額補正です。これはどういった理由か、その点についてご答弁お願いしたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） まず歳入、保険料の減額についてです。12月末の第1号被保険者の現年度分の特別徴収保険料、そして普通徴収保険料について、調定額を踏まえて歳入額の調整を行ったものです。システムにより確定した部分があります。

そして、133ページの保険給付費の減額については、介護サービス諸費の支出見込みにより減額です。その中でも特例居宅介護サービス給付費については、短期入所生活介護の中で休止をしているところがあり、その部分が大きく占めております。それ以外プラスの部分もあり、地域密着型サービスについては一部増額しておりますが、全体的に支出見込みにより減額をしたものです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。ただ、その介護保険料1,600万円余りの減額はシステムを入れてみたらこうなったということですが、当初の保険料の見積りが甘かったのか、それとも令和3年度、高齢者を含めていろんな意味で、介護される人たちの減少に伴う歳入減なのかどうか。その原因しか私は考えられませんので、主な原因について、再度答弁を求めて終わりたいと思います。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 人口がやや減少していることもありますが、やはり当初の見積りが十分ではなかった点が大きな原因です。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第15、議案第11号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）、日程第16、議案第12号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）、以上、議案第11号及び議案第12号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第11号並びに議案第12号の各特別会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第11号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は、本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出では総務費で69万1,000円、サービス事業費で330万9,000円をそれぞれ減額するなど、総額400万円の減額となっております。

歳入についてはサービス収入で809万9,000円の増額を見込み、繰入金を1,210万5,000円

減額しております。

これにより今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ400万円の減額補正となり、累計予算総額は3億5,610万円となっております。

次に繰越明許費ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業について、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表に記載のとおり計上しております。

続いて、議案第12号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第4号）についてです。

今回の補正は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出については総務費で185万4,000円、サービス事業費で294万6,000円をそれぞれ減額し、総額480万円の減額となっております。歳入についてはサービス収入で203万1,000円、繰入金で266万9,000円、町債で10万円をそれぞれ減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ480万円の減額補正となり、累計予算総額は2億8,480万円となっております。

次に、繰越明許費ですが、新型コロナウイルス感染症対策事業について、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として、第2表に記載のとおり計上しております。

また、地方債の補正については、第3表に記載のとおり限度額を変更するものです。

以上、2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、特別養護老人ホーム特別会計についてお伺いしますが、窪川荘、四万十荘の2会計、両方予算を見比べました。ただ一点。四万十荘ですが、歳出165ページで会計年度任用職員の報酬が200万円余り減額になっています。本当に職員はじめ担当課の課長含めて大変ご苦勞されていることは感謝申し上げますが、なぜこういう大変厳しい情勢にある中で会計年度任用職員が、恐らく1人かなと推測しますが、減額になっている理由について説明願います。

以上です。

○議長（味元和義君） 特別養護老人ホーム事務長三宮佳子君。

○特別養護老人ホーム事務長（三宮佳子君） 特別養護老人ホーム四万十荘の会計年度任用職員については、昨年度から1人看護師の会計年度任用職員が退職しておりまして、今年度当初からもずっと募集しておりますけれども応募がなく、今回減額となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） およそ私の推測どおり、そういうお話は賜っていました。そこで、これは町長に答えてもらいたいと思うんですが、この二つの老人ホームが町営になりましたね。新型コロナウイルス感染症禍で、今、担当事務長が言われたように、大事な人材がいなくなったという現状、どう捉えるかですよ。恐らく現場は大変だと思いますよ。その1人を補足するために担当者が両方掛け持ちではないかと、私の推測です。この厳しい状況を知りながら、なぜ町長は放置するのか。

恐らく「人がおらん」と言うかもしれませんが、大変な状況をしっかり把握して、現場の声を聞かないかと私は思います。これは町長の責任だと私は思いますが、いかがですか。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議員ご指摘のとおり両施設ともに、看護師に限らず介護福祉士においても一定不足傾向にあります。いろいろ現場、事務長、それぞれの施設長も含めて合  
同協議をした経緯もありますけども、なかなか手を挙げてくれる方が少ない状況にありますので、先ほど来あった、例えば奨学金の返還支援も含めて、もっと大々的に看護師、介護士、ケアマネジャー、保健師、様々な部分に本当にこの町に来て従事できるような環境をつくっていきたいと思います。

ただ、いろいろ公募してもなかなか来ないのが現状ですので、一定現場の情報はいただいて、協議をしておりますけども、今回は窪川荘の看護師の兼務発令をして、今、対応しています。でも、一日も早く、看護師を確保したいと思っていますので、是非、小さな情報でも結構ですので、何かありましたらいただきたいと思いますし、改めて私もそういった人材の確保については努力をしていきたいと思っています。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 町長から答弁いただきましたが、私がなぜ最初に町営と言うたか

といいますと、診療所の看護師がおりますね。そこも人材不足かもしれませんが、私の推測で物を言いますが、1人が掛け持ちで看護することは、大変な勤務状態ではないかなと思います。

診療所が十和診療所と二つあるわけですが、人材が新しくいなければ現在の看護師含めて誘導すべきときではないかなと。私は町民から聞いた中でそう思いました。それを「おらんけん、じゃ1人でええわ」という話には私はならんと思いますよ。だから、内部でしっかりと調整しながら、それは診療所の職員かもしれませんが、大きく言えば町の職員なわけです、私が言いたいのは。だから町営という言葉を使わせてもらいました。そういう視点で考えると、過重労働で、もし倒れたら大変なことになりますよ。だから、その点についてしっかりと内部で調整して、まず人材不足の解消に何としても努めてほしいと思いますが、最後の答弁を求めます。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 正に田邊議員のご指摘のとおり、そういった方法はあると思いますし、それも現場で協議しました。ただ、今年からでしたか、今後は特別養護老人ホーム、あるいは診療所の看護師を雇う上で、両方に行くことはありますよと申し添えて採用試験を行っております。ただ、今まで既に採用となっておる看護師においては、当初、特別養護老人ホームへ行くという了解をいただいておりますので、そこは今後、当然、現場の職員共々合意の上で進めていきたいと思っています。

直ちに今回からという思いがあったんですけども、なかなかそこが合意に至っておりませんので、今後、改めて、また必要な部分においては協議をしながら、今ご提案あった方向の中で進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算

(第3号)を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算(第4号)を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第17、議案第13号令和3年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第18、議案第14号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算(第3号)、日程第19、議案第15号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算(第3号)、以上、議案第13号から議案第15号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第13号及び議案第14号の各特別会計補正予算並びに議案第15号の水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第13号令和3年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてです。

今回の補正は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出については総務管理費で405万2,000円、維持管理費で44万8,000円をそれぞれ減額し、総額450万円の減額となっております。なお歳入については、一般会計繰入金で50万円、町債で400万円をそれぞれ減

額しております。

この結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ450万円の減額補正となり、累計予算総額は2,790万円となっております。

また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額を変更するものです。

続いて、議案第14号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は本年度の実績見込みにより精査した結果、歳出については総務管理費で770万円、維持管理費で32万円、建設改良費で8万円をそれぞれ減額し、総額810万円の減額となっております。なお、歳入については一般会計繰入金で50万円、町債で760万円をそれぞれ減額しております。

この結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ810万円の減額補正となり、累計予算総額は5,680万円となっております。

また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額を変更するものです。

最後に、議案第15号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

今回の補正は歳出の事業費用を40万3,000円減額して、累計予算額を5億9,251万2,000円、歳入の事業収益において長期前受金戻入を1,020万円追加計上して累計予算額を6億344万4,000円としております。また、資本的支出において工事請負費で530万円を追加計上し、累計予算額を4億6,090万7,000円とするとともに、資本的収入については企業債を530万円追加計上し、累計予算額を1億5,923万2,000円としております。

以上、3件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号令和3年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第20、議案第16号第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について、日程第21、議案第17号四万十町中期財政計画の策定について、以上、議案第16号及び議案第17号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第16号第2次四万十町総合振興計画後期基本計画の策定について、並びに議案第17号四万十町中期財政計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、平成29年度から令和8年度までの10年間のまちづくりの指針となる第2次四万十町総合振興計画を策定し、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町」をまちの将来像として、その実現に向けた施策を推進してまいりました。

この総合振興計画については、まちづくりの基本方針と人口の将来展望を示した基本構想と、その基本構想に基づく分野別施策を体系的に示した基本計画で構成されておりまして、基本計画については、行政事情の変化等を踏まえて5年後に見直しを行うこととしています。

まず、議案第16号については、現行の基本計画を見直し、新たに後期基本計画として策定するものです。

見直しに当たっては、基本計画の推進方針として、新たに持続可能な開発目標、SDGsの推進を掲げ、町の各施策とSDGsとの関係性を明らかにし、経済、社会、環境の三つの側面が調和した持続可能な社会の実現に向けて取り組むこととしております。

また、分野別施策についても、林業・木材産業の担い手の育成や森林環境譲与税を活用した森林整備の推進のほか、四万十川の水産資源の利活用等、16の施策を新たに追加するなど、全体的な見直しを行っております。

次に、議案第17号については、新たに後期基本計画を策定することに伴い、同計画に位置付けられた各種事業を計画的かつ効果的に推進するとともに、中期的な財政収支の見通しを立て、第2次四万十町総合振興計画の実行性と今後における財政運営の健全性を確保するための指針として、四万十町中期財政計画を策定するものです。

以上、二つの計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により、議会の議決を求めるものですので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い

します。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号及び議案第17号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号及び議案第17号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第22、議案第18号第2次四万十町環境基本計画の策定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第18号第2次四万十町環境基本計画の策定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、平成24年3月に計画期間を10年とする四万十町環境基本計画を策定し、平成30年4月の改訂を経て、望ましい環境像の実現に向けた環境の保全及び創造に関する施策を推進してまいりました。

この間、国際的な動向として、平成27年に持続可能な開発目標、SDGsを掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や、気候変動に関する国際的枠組みでありますパリ協定の採択など、世界を巻き込む国際的合意がなされ、環境を取り巻く社会情勢が大きく変化するとともに、国内では令和2年の首相所信表明演説におきまして、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことが表明され、地球温暖化対策の拡充に向けた動きが加速をしております。

これら環境を取り巻く社会情勢の変化や多様化する環境問題に対応していくためには、町民一人一人が環境に優しいライフスタイルへの転換を進めるとともに、事業者を含むそれぞれの主体が協働して、環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていくことがこれまで以上に必要とされております。

このような背景の下、四万十町環境基本計画が令和３年度をもって満了するため、今後新たな10年間を見据えた環境の保全及び創造に関する施策の指針として、第２次四万十町環境基本計画を策定することについて、四万十町議会基本条例第11条の規定により議会の議決を求めるものです。

計画の概要としては、本町が目指す望ましい環境像のキャッチフレーズとして、「山・川・海 自然が 人が元気です 四万十町。日本が誇る四万十川流域の環境づくり」を掲げ、その実現と持続可能な開発目標、SDGsの達成に向けて、五つの基本目標と二つのリーディングプロジェクトを設定し、様々な施策を推進するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第23、議案第19号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、日程第24、議案第20号高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、日程第25、議案第21号高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について、以上、議案第19号から議案第21号までの３議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第19号高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、議案第20号高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、並びに議案第21号高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産

処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

高知縣市町村総合事務組合は、退職手当に関する事務、公務上の災害に対する補償に関する事務、住民の交通災害共済事業に関する事務等を共同処理するため、高知県内の主な市町村、一部事務組合、広域連合で組織している一部事務組合です。

この一部事務組合を構成する団体のうち、津野山広域事務組合と幡多中央環境施設組合が、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の対象となる職員がゼロ人となったことにより、令和4年4月1日から高知縣市町村総合事務組合を脱退するため、同組合の組織及び規約の変更並びに財産処分の協議を行うこととなります。

一部事務組合においては、それぞれの協議を行うに当たって、地方自治法第290条の規定により事前に関係団体の議決が必要となっていますので、議会の議決を求めるものです。

まず、議案第19号については組織事務及び規約の変更に関するものです。

変更の内容としては、高知縣市町村総合事務組合の構成団体、共同処理する事務の対象団体、組合議会議員の選挙区の構成団体の三つの区分から、それぞれ津野山広域事務組合と幡多中央環境施設組合を削除するものです。

続いて、議案第20号並びに議案第21号については脱退に伴う財産処分に関するものです。

議案第20号では津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、当該団体の全ての職員が高幡東部清掃組合の職員となっているため、高幡東部清掃組合に帰属させるものとし、議案第21号では幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について、高知縣市町村総合事務組合負担金条例第3条第1項の規定に基づき、幡多中央環境施設組合が納付した負担金総額の100分の98の額と当該団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付するものです。

以上3議案について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第19号から議案第21号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第21号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第26、議案第22号四万十町コワーキングスペース条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第22号四万十町コワーキングスペース条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症禍においては、インターネットを活用して職場以外の場所で就業するテレワークなど、柔軟な働き方が急速に普及するとともに、自然豊かな農村地域などで生活する新たな生活様式が注目をされています。このような社会環境の変化に伴い、本町ではインターネットを活用した多様な働き方を推進するとともに、町内外の事業者等の交流による新たな経済活動を創出して地域の活性化に資するため、本年度にコワーキングスペースを整備し、4月の開所に向けて準備を進めています。

この条例は、当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法第244条の2第1項の規定により、施設の設置及びその管理に関する事項について定めるものです。

内容については、施設の名称及び位置、使用の許可、使用料、使用者が施設等に損害を与えたときの損害賠償、指定管理者による管理等について、それぞれ規定することとしております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。引き続いて、この後、少し時間をいただきまして担当課長からの補足説明を申し上げます。

○議長（味元和義君） 補足説明がありますが、準備のため暫時休憩をします。2時10分まで休憩します。

午後1時57分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） それでは、私から4月にオープンする四万十町コワ

ーキングスペースの条例案の補足説明をします。

最初に、町長からの提案理由にもありましたが、本事業の目的としては、ここ数年、新型コロナウイルス感染症の拡大による出勤規制などから、多様な働き方が見直されています。その中でもテレワークという働き方が注目されています。四万十町においても、移住者を中心にテレワークでお仕事をされている方がおられます。そうした層を取り込み、より移住やまちの活性化につなげていくのが本施設の目的となっております。

次に、コワーキングスペースをご存じない方もおられると思いますので、説明します。

コワーキングスペース、「c o」というのは「共に」「共通の」という意味ですが、それと「w o r k」「働く」という言葉をつなげた言葉となっております。コワーキングスペースとは働く場所を共有しながら仕事を行う共同ワークスペースのことを言います。

コワーキングスペースの設置場所ですが、吉見町通りと本町通りの交差する場所、旧商工会館の跡地に建設しております。建物については、通りから見ると奥になります。駐車場スペースとして9台、プラス身障者用の駐車スペースを1台構えております。

続いて、外観ですが、ボックスが五つ連なった2階建ての建物です。1階部分については整備中なのでイメージとなりますが、フィックスと全面ガラス窓を採用し、明るい雰囲気で行うことができるように配慮しております。

次に、レイアウトですが、1階はワークスペースとして、個人の仕事利用あるいはイベントスペースとして活用できるように整備しております。2階部分についてはオフィススペースとして、契約企業が最大4社入るように整備しております。

次に、利用時間、利用料金については、1階の利用可能時間は平日9時半から夕方6時が通常の時間帯となります。時間外を含めたイベント利用、集会利用については、できるだけ利用できるように検討しております。

また、1階のワークスペースの使用料については1人1時間当たり200円、月額会員の場合は一月税込み1万1,000円となっており、18歳以下の方は無料です。貸切りの場合は最初の2時間は3,300円、以降、1時間延長ごとに1,100円が追加されます。2階のオフィススペースは4人用が月額3万8,500円、2人用が月額3万800円となっております。

最後に利用のイメージです。地元企業の方には事業の拠点、あるいは他企業とつながる場所として、都市部の企業の方には、地方の拠点として、また、1階のワークスペースではテレワーカーの仕事場として、あるいはイベントや講座、教室などの貸切り利用といった利用方法を考えております。また、中高生の勉強の場としてもご活用いただければと思

っております。

以上、簡単ですけども補足説明を終了します。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午後 2 時17分 休憩

午後 2 時19分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第27、議案第23号四万十町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第23号個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

昨年 5 月に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 2 条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されます。

これは、整備法第50条の規定により、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報保護制度が、個人情報保護に関する法律に統合する改正が行われることに伴うものでして、整備法第50条や附則第 2 条の施行日について、令和 3 年10月29日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令において、令和 4 年 4 月 1 日と定められております。

本条例はこれらの法改正に対応するため、四万十町個人情報保護条例の一部を改正する

ものでして、改正内容としては、条例第2条で引用する法令の名称と条項を改めるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第28、議案第24号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第24号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年8月10日に人事院が行いました「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」によりまして、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置が講じられることとなり、令和4年4月1日を施行予定として育児休業制度の取得要件の緩和などについて、人事院規則等の改正が見込まれております。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇、その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第4項において「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされているため、人事院規則等の改正内容に合わせて、条例を改正するものです。

改正内容は主に二つでして、まず一点目として、会計年度任用職員等の育児休業の取得について、人材確保や正規職員との均衡の観点から、現在1年以上とされている在職期間要件を廃止します。

二点目として、職員による育児休業の承認の請求が円滑に行われることを目的に、制度

の取得や事例等についての情報提供のほか、意向確認のための面談や研修の実施等を任命権者に義務付けるものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第29、議案第25号四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第25号四万十町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

公益法人等への職員の派遣については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律において、派遣等を行うことができる団体が定められており、条例で定めるところにより職員を派遣することができるとされております。

近年では社会情勢の変化や行政ニーズの多様化等により、地域振興施策の展開について、地域活動の支援や情報発信など、地方公共団体の事務事業と密接に連携する団体も多くなっていることから、本町においても技術やノウハウの習得、職員の人材育成の観点から、職員を派遣できる団体を見直し、変化する社会情勢に対応できる体制を整える必要があるため、法律で定められている派遣先団体と同じ範囲となるよう、所要の条例改正を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第30、議案第26号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第26号四万十町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

特別養護老人ホーム窪川荘及び四万十荘に勤務する看護師については、夜間などの勤務時間外における緊急時対応のため、日々交替で自宅待機を命じております。また、国民健康保険診療所に勤務する診療放射線技師についても、勤務時間外における呼出しに応じて診療等の業務に従事してもらっております。

こうした実情は職員の勤務時間外や休日等の日常生活において、少なからず活動の制限や心身の負担にもつながっており、医療や介護現場の特殊性から判断しても、将来にわたる円滑な施設運営と勤務条件の改善を図る観点から、一定考慮すべき状況にありますので、これらの業務に従事する職員に対して特殊勤務手当を支給するため、条例を改正するものです。

改正の内容としては2種類の新たな特殊勤務手当を定めるものでして、一つ目は、窪川荘及び四万十荘に勤務する看護師が正規の時間外において、緊急の呼出しに対応するため自宅待機を命じられたときに、看護業務待機手当として1回につき1,500円を支給するものです。

二つ目として、大正診療所または十和診療所に勤務する診療放射線技師が正規の勤務時間外において、緊急の呼出しに応じて診療等の業務に従事したときに、診療等緊急業務手当として1回につき3,000円を支給するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第31、議案第27号四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第27号四万十町地域包括支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

地域包括支援センターは、介護保険法に基づく高齢者の総合的な支援機関でして、本町においては本庁舎にある四万十町地域包括支援センターが主に窪川地域を、大正地域振興局にある同センターの西部支所が大正及び十和地域を所管しております。

令和4年1月末時点の本町の高齢化率は44.9%となっておりますが、十和地域においては50%を超えており、近年では生活上の困難や課題の多い事例が増加傾向にあるため、令和4年度から十和地域に地域包括支援センターを設置することとしております。

この条例は現在、大正地域振興局内に設置しております西部支所の名称を「地域包括支援センター大正支所」に改め、新たに十和地域振興局内に「地域包括支援センター十和支所」を設置するため、所要の規定を整備するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第32、議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第28号四万十町オートキャンプ場条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本町では、清流四万十川をはじめとする豊かな自然環境を生かしたキャンプ場が多数存在しており、夏場には川遊びなどを中心とした体験コンテンツが豊富で、多くの観光客が訪れているところですが、冬場には観光客の入り込みが落ち込む傾向があります。

このため、観光客に本町の豊かな自然をより身近に感じていただきながら冬場でも楽しめる体験コンテンツとして、四万十ヒノキを活用したサウナをオートキャンプ場「ウェル花夢」に整備しましたので、その利用料金を定めるため条例を改正するものです。

今回追加するサウナの利用料金基準額につきましては、先般、十和地域のライダーズイン四万十に整備した設置型サウナと同額の1人1回1,000円に設定いたしますとともに、オートキャンプ場「ウェル花夢」については平成8年4月のオープン以降、消費税率改正に伴う平成26年の料金改定を除いて利用料金の見直しを行っておりませんでしたので、近隣類似施設の料金の状況等を踏まえて改定するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第33、議案第29号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第29号四万十町滞在型市民農園に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

四万十町滞在型市民農園は、地域住民と都市住民との交流の拡大、及び農村生活を通じた移住や新規就農への移行促進並びに地域の活性化を図ることを目的に設置したものです。

当該施設は平成31年4月から、営農支援センター四万十株式会社が指定管理者として指定管理業務を行ってきたところですが、令和4年3月末をもって指定期間が満了します。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により公募したところ、1者から応募がありましたので、同条例第4条の規定により、四万十町指定管理者選定委員会において審査を実施しました。

その結果、候補者として「株式会社SHIMANTO TOWN STORY」を選定したので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

ご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第34、議案第30号中津川集落活動センター「こだま」に係る

指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第30号中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

中津川集落活動センター「こだま」は、地域住民の福祉の向上、都市住民との交流、農林業の振興及び地域住民の交流促進等により、地域活性を図ることを目的とする大正中津川地区の拠点施設として設置したものです。

当該施設は、平成31年4月から、四万十町大正中津川地区が指定管理者として指定管理業務を行ってまいりましたが、令和4年3月末をもって指定期間が満了します。このため、引き続き指定管理者による管理を行うこととし、令和4年度から令和8年度までの指定管理者の選定に当たっては、本年2月9日に開催した四万十町指定管理者選定委員会において協議し、総合的に判断した結果、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらず四万十町大正中津川地区を候補者として選定したものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第35、議案第31号令和4年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第31号令和4年度四万十町一般会計予算について、提案理由

のご説明を申し上げます。

本町の予算編成の目安となる国の予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、新型コロナウイルス感染症後の新しい社会を見据え、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現と、防災・減災、国土強靱化や交通インフラ整備等の推進、観光等への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりへの予算となっており、また、県の当初予算案についても国と同様に新型コロナウイルス感染症対策を着実に進め、新型コロナウイルス感染症後に向け、デジタル化、グリーン化、グローバル化の三つの視点から施策を強化し、また中山間対策を強化するとされております。

このような情勢の下、本町の持続的発展のためには限られた財源を有効に活用しつつ、これまでに取り組んできた各種施策を推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが重要となります。このため、令和4年度は4月早々に首長選挙が予定されておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応事業や、第2次四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現に向け、町政を停滞させることなく、切れ目のない町民サービスを提供すべく、政策的経費を含めた通常予算として編成をしたところです。

この結果一般会計の予算総額は189億3,400万円となり、前年度当初と比較して7億6,800万円、3.9%の減少となっております。

なお、このうち、ふるさと納税関連予算は返礼品や事務費などで7億1,900万円、基金への積立金で13億円、合わせて20億1,900万円となり、前年度当初より9,700万円増額しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応事業関連予算はワクチン接種や事業者支援など、総額2億7,600万円で、これらのふるさと納税並びに新型コロナウイルス感染症対応事業関連予算を除いた実質的な予算規模は166億3,900万円となり、前年度当初より7億5,300万円減少しております。

また、この一般会計のほか、10の特別会計と水道事業会計を合わせた全12会計の予算規模は、会計間の重複分を差し引くと253億2,036万円となり、前年度当初より7億8,984万円の4万円、3.0%の減少となっております。

次に、歳出における性質別の概要については、前年度当初予算と比較しながら、順にご説明します。

まず義務的経費では、会計年度任用職員の増加などに伴い、人件費で955万円の増加となる一方、元利償還金の減少により、公債費で1億6,788万円、新型コロナワクチン接種

事業費の減少などに伴い扶助費で6,212万円、それぞれ減少となり、義務的経費全体でも2億2,045万円、3.7%の減少となっております。

次に、投資的経費の普通建設事業費では、単独事業で大規模畜産施設整備事業や吉見川浸水対策事業などが増加となりましたが、補助事業で木材加工流通施設整備事業や畜産競争力強化整備事業などが大幅な減少となり、投資的経費全体でも7億9,748万円、14.9%の減少となっております。

次に、その他の経費では、ふるさと支援寄附金の増額見込みに伴うふるさと支援基金への積立金の増加や、返礼品などのふるさと支援推進事業の増加による物件費の増加などにより、その他の経費全体でも2億4,992万円、3.0%の増加となっております。

以上、歳出の性質別における前年度比較の概要ですが、これを賄う歳入のうち自主財源については、令和3年度の課税状況や過去の徴収実績などを基に見込んだ結果、町税で143万円の減少となる一方、ふるさと納税関連では寄附金で5,000万円の増加となったほか、繰入金ではふるさと支援基金において一定基金が積み上がってきたこともあり、基金の活用を見直した結果、2億1,748万円の増加となるなど、自主財源全体でも3億9,870万円、7.9%の増加となっております。

また、依存財源については、森林環境譲与税の増加により、地方譲与税が増加となる一方、地方交付税の減少見込みや臨時財政対策債の減少見込みによる町債の減少、また、歳出の普通建設事業費の補助事業の減少などに伴い、県支出金で大幅な減少となり、依存財源全体では11億6,670万円、8.0%の減少となっております。

また、町税や地方交付税といった使途を制限されない一般財源については、臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税の減少見込みに伴い、財政調整基金の繰入れを行うことにより対応することとしており、総額では96億3,847万円となり、前年度より5,260万円減少しております。

また、特定財源については、ふるさと納税による寄附金の増額見込みやふるさと支援基金活用の見直しに伴う繰入金が増加となる一方、普通建設事業費の補助事業の減少に伴い、県支出金が減少したため、総額でも7億1,540万円の減少となっております。

以上、歳入歳出予算における性質別の概要です。

引き続き、歳出予算の主な内容について、予算科目順に説明します。なお本年度の主要事業については、お配りしております別冊予算説明資料の3ページと、15ページ以降にも記載しておりますが、このうち特に本年度の重点施策について、ご説明します。

まず、2款総務費ですが、まちづくりの分野では令和4年度から令和8年度までを計画期間とする第2次四万十町総合振興計画後期基本計画を策定し、令和6年度までを計画期間とする第2期四万十町まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に推進します。

次に、広報広聴の分野では、町民の方々に町の課題や施策などをより周知できるよう、ケーブルテレビやSNSなどを活用し、まちの情報を積極的に発信していくとともに、町内外へ本町の豊かな自然環境や暮らしを含めた魅力を広く発信し、四万十町の知名度、魅力度アップに努め、交流人口の拡大やふるさと納税のPRなどにつながるよう、引き続き取組を進めます。

次に、地域振興の分野では引き続き、移住定住の促進や中山間地域対策、生活交通網の整備、人材育成などに取り組み、住民との協働のまちづくりを目指します。具体的には、移住定住施策においては、これまで取り組んでまいりました若者定住促進、家族支え合いなどの住宅への支援や移住定住用促進用住宅の拡充整備とともに、移住定住人口の拡大につながる新たなプロモーション事業を実施します。また、中山間地域対策においては、集落活動センターを中心とした地域づくりを引き続き推進するとともに、地域おこし協力隊制度の活用や、集落の活動拠点となる集会施設等の整備など、集会機能の維持や地域の活性化に向けて取り組みます。

次に、生活交通網の整備においては、四万十町地域公共交通計画に基づき利用者の移動ニーズに合わせた利便性の高い公共交通網の整備に取り組みます。

次に、人材育成においては、四万十町人づくり政策戦略を踏まえた実施計画の下、未来塾においては引き続き教育活動や就学支援を充実させ、地元高校の持続可能な魅力づくりを目指すとともに、令和4年度から町営事業の対象者を中学3年生まで拡大し、窪川・大正・十和各地域でそれぞれ取り組むこととしております。また、地域課題や活性化にチャレンジする人材の育成を目指した四万十塾や町の産業を担う人材の育成を推進する産業振興塾では、連続講座や実践研究などとして職種や分野を超えたネットワークづくりにも努め、地域を担う人材の育成と確保に取り組んでまいります。

そのほか、四万十川対策では四万十川保全活用計画に基づき、引き続きアユなどの水産資源の回復に向けて、種苗放流や漁場の整備等に取り組みます。また、四万十川のイメージ向上と四万十産アユの消費拡大を図るため、高知大学との連携事業に取り組みますとともに、四万十川PR活動を積極的に展開します。

最後に、文化的施設整備事業においては、令和3年度末に策定を予定しておりますサー

ビス計画に基づき、より具体的な取組の準備を進めるほか、施設の愛称募集なども行います。また、施設本体の整備については、建設地である旧役場本庁舎跡地の擁壁補強工事のほか、令和3年度から令和4年度の2か年で作業を進めております実施設計委託業務を基に施設本体の建築工事に要する予算を令和4年度の補正予算で計上する予定となっております。

続いて、3款民生費ですが、社会福祉では令和5年度から地域福祉の指針とする第3期地域福祉計画の策定に向けて、障害者計画・高齢者福祉計画のアンケート結果及び四万十町社会福祉協議会において実施したボランティア団体や小中学生へのアンケートなどを基に、町民の皆様が住み慣れた地域で、その人らしく安心して充実した生活を送れるとともに支え合う地域福祉の実現を目指して、関係団体や一般公募委員とともに計画案の作成に取り組めます。また、罪を犯した方の再犯防止と社会復帰について、高幡地区保護司会と一体となって進める再犯防止推進計画の策定にも取り組んでいきます。

次に、高齢福祉では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者福祉計画に基づく配食サービスや、高齢者等外出支援事業等の食事サービスに取り組めます。

次に、障害福祉では、令和6年度から障害者福祉の指針となります第4期障害者計画等の策定を予定しており、令和4年度では、障がい者及び関係者を対象に生活状況やニーズについてのアンケート等を実施して、令和5年度の計画策定に向けた基礎資料の整理に取り組めます。

次に、児童福祉では第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、計画実現への取組を進めます。具体的には、出産祝い金をはじめとする支援事業に取り組むとともに、妊娠から子育てまで、それぞれの段階に応じた切れ目のない一体的な支援と対策を図り、子どもを産み育てる環境の充実に取り組めます。

続いて、4款衛生費ですが、保健衛生では、令和4年度において新型コロナウイルスワクチン接種の3回目接種、及び5歳から11歳までの小児接種について、4月以降も途切れることなく、早期の接種完了に向けて取り組めます。また、町民の皆様の健康増進を図るため、第3期健康増進計画に基づき、従来どおり健康診査、各種がん検診の受診勧奨を進めますとともに、健康ステーション事業では利便性向上を図るため、身体活動量計の記録が確認できる健康ステーションの拡充を進め、町民自らが健康づくりに努めていけるよう取り組みたいと思います。

次に、環境衛生では環境保全対策、循環型社会の推進として、地区等が設置するごみ集積所の整備や修繕に対し、ごみ集積所整備事業を実施し、家庭から出されるごみの適正管理に努めます。

続いて、6款農林水産業費ですが、農業分野では、これまでの事業を引き続き着実に実施するとともに、地域の共通課題である生産設備の集約や担い手の育成を重点的に進めます。特に県内トップクラスの畜産業については、昨年度から着手しておる養豚をはじめとする施設整備を積極的に支援し、今後も成長が期待される畜産業の発展を図ります。

次に、林業分野では引き続き、森林環境譲与税を活用した事業を幅広く展開するとともに、川中対策として木材加工業への支援を拡充するなど、川上から川下までの一体的な森林・林業産業の振興を図ります。

最後に、水産業分野では特に新規漁業就業者の育成を支援することとしており、これらの農林業水産施策を通じて、本町の強みであります1次産業の成長産業化を図ります。

続いて、7款商工費ですが、令和4年1月からの新型コロナウイルス感染症の感染再拡大による商工業者への影響を軽減するため、事業者経営支援事業と雇用労働継続支援助成事業の二つの事業を実施し、引き続き事業者支援に取り組みます。また、コワーキングスペースについては、令和4年4月からの開館に向けて旧商工会館の跡地に整備を進めており、その運営経費等を計上しております。

詳細については、議案第22号として提案しております四万十町コワーキングスペース条例にてご審議いただきたいと存じます。

次に、商工振興では、商工業振興助成事業や街路灯の改修、中心市街地活性化事業の実施により商工業の育成支援を行いますとともに、まちなか再生支援事業を引き続き実施をします。また、地産外商推進事業では、引き続き地産外商推進計画に基づいて、事業者の販路開拓につながる支援とともに事業者の育成に取り組み、本町の地産外商を推進します。そのほかネット利活用、特産品情報発信販売事業については、町内事業者の声を聞きながら役員及び運営体制を刷新し、引き続き販路の拡大に努めます。

次に、観光ではワーケーションの推進やレンタル自転車を活用した2次交通の推進など、新たな施策を取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症禍において苦戦している松葉川温泉の魅力向上にも取り組んでまいります。また、老朽化が進んでおります三島キャンプ場については令和5年度の整備に向けて、令和4年度において地域再生計画の策定、用地購入等を予定しております。そのほか、各種施設の感染症対策や受入れ環境の整

備を図り、交流人口の拡大に努めますとともに、観光列車の活用、周遊イベントの開催などによる町内の周遊促進の取組を進めたいと思います。

続いて、8款土木費ですが、土木総務費では、経年劣化によりシステムに支障が出ております緑林公園内のせせらぎの改修と、快適で衛生的なトイレの整備に取り組みます。

次に、道路橋梁費では、国の交付金事業を活用して町道改良を進めますとともに、トンネル並びに橋梁の長寿命化修繕事業、町道維持修繕など、生活や経済活動に不可欠な社会資本の整備を進め、安全確保に努めてまいります。また、国による一般国道56号窪川佐賀道路の整備に合わせて、高速道路に係る周辺整備に引き続き取り組みます。

次に、下水道費では、吉見川浸水対策として昨年度整備した排水ポンプ場の東側に大型防災倉庫を整備して、今後の浸水対策等、災害対策の拠点整備を進めます。

次に、住宅費では、大井川地区の八木第1団地のほか、米奥地区の定住住宅の整備に取り組みます。

続いて、9款消防費ですが、消防・防災対策の充実を図るため、消防署及び消防団の活動や施設に係る経費のほか、消防車両の更新を予定しております。また、地震・津波対策として応急期に必要な各種機能の強化や、宅地カルテの作成、ハザードマップの更新に取り組むとともに、引き続き住宅の耐震化、ブロック塀対策、老朽化住宅の除去について支援します。

続いて、10款教育費ですが、四万十町教育振興基本計画に基づき、たくましく、人間性豊かな人づくりを目指し、生涯にわたって学び続け、健康で心の豊かさや生きがいを実感できる様々な学習の場づくりに努めます。

学校教育では、1人1台のタブレット活用を含むICT教育のさらなる推進と、引き続いての感染症対策の徹底に努めますとともに、施設や設備の環境改善の下、児童・生徒の安全確保を図ります。また、生涯学習では、移動図書館車の導入や文化的施設のサービス計画に基づいた図書館サービスの充実、そして、重要文化的景観の保存計画の見直し、四万十町町史編さん事業の開始など、文化の振興を進めます。

最後に、12款公債費ですが、平成21年度に起債した過疎対策事業債の償還終了などにより、前年度より1億6,788万円の減額となっております。

以上、歳入歳出予算の主な内容として、前年度実績見込み等を勘案した上、現段階で見込める限りの検討を加えて、第1表歳入歳出予算に記載のとおり計上したところです。

続いて、債務負担行為ですが、令和3年度から開始した奨学金等返還支援事業費補

助金については支援期間を5年としているため、令和4年度の申請受付分について令和5年度から8年度までの期間を設定するものです。

次に、障害者計画等策定事業については、令和4年度と5年度の2か年にわたって取り組むこととしているため、令和5年度分について設定するものです。

以上2件、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額について、第2表に記載のとおり定めるものです。

次に、地方債ですが、地方自治法第230条第1項の規定により、借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について、第3表に記載のとおり定めるものです。

また、一時借入金及び歳出予算の流用については、第4条及び第5条に記載のとおり、それぞれ定めるものです。

以上が令和4年度一般会計当初予算案の主な内容となりますが、行政報告でも申し上げましたとおり、本町の持続的発展のためには限られた財源を有効に活用しながら、これまでに取り組んできた地方創生総合戦略に基づく各種施策を力強く推進し、好循環の仕組みを途切れさせることなく継続していくことが極めて重要だと考えており、首長選挙を予定している中で通常予算として編成しました。

新型コロナウイルス感染症対策や、四万十町総合振興計画に掲げたまちの将来像の早期実現に向けて、職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き町政に対するご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いしまして、一般会計予算案の提案理由をご説明とします。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことにしました。

暫時休憩をします。

午後 3 時02分 休憩

午後 3 時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第36、議案第32号令和 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第37、議案第33号令和 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第38、議案第34号令和 4 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第39、議案第35号令和 4 年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、以上、議案第32号から議案第35号までの 4 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第32号から議案第35号までの各特別会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第32号令和 4 年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算案についてです。

令和 4 年度の予算編成に当たり、基本となる国保被保険者数を4,580人と見込み、これによる予算総額を歳入歳出それぞれ23億8,910万円と定めまして、事業の健全運営と町民の皆様の健康保持、増進を図るものです。

なお、款項ごとの予算額については第 1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

予算の主な内容として、歳出では、2 款保険給付費において、過去の医療費の動向を踏まえた推計を行い、16億6,921万9,000円を計上しております。また、3 款国民健康保険事業費納付金に 5 億7,863万4,000円、5 款保健事業費に2,846万4,000円、8 款諸支出金に大正・十和両診療所への繰入金など4,418万6,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入については、1 款国民健康保険税で 3 億5,064万5,000円を見込んだほか、3 款県支出金で17億4,245万8,000円を計上しております。また、5 款繰入金では、一般会計繰入金や基金繰入金など 2 億8,096万1,000円を計上しております。

なお、この令和 4 年度予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会より適当である旨の答申をいただいております。

続いて、議案第33号令和 4 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算案についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ 5 億6,040万円と定めるものでして、款項ごと

の予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出として、総務費では人件費のほか、大正診療所施設改修事業による設計監理委託料や工事請負費などで合わせて4億6,601万9,000円、医業費では医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで合わせて5,680万8,000円、給食費では賄い材料費などで419万1,000円、公債費では元利償還金で3,138万2,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入として、診療収入で1億9,885万1,000円を見込むとともに、国の特別調整交付金として運営費分3,200万円について国保会計を通じて繰り入れることとしており、不足する財源については一般会計からの繰入金1億4,146万1,000円に対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3条に記載のとおり定めるものです。

続いて、議案第34号令和4年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算案についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億490万円と定めるものでして、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出として、総務費では職員給与費や会計年度任用職員報酬、各種業務委託料などで合わせて7,865万円を計上しております。また、医業費では備品購入費としてデジタルエックス線画像診断システム396万円を計上したほか、医薬材料費や各種医療機器の保守点検委託料などで、合わせて2,327万5,000円を計上しております。

一方、これを賄う主な歳入としては、診療収入で6,601万円を見込むとともに、県支出金で224万5,000円、国の国保特別調整交付金として運営費分1,000万円について国保会計を通じて繰り入れることとしておりますが、なお不足する財源については一般会計からの繰入金1,863万6,000円に対応することとしております。

また、地方債については、地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり定めるとともに、一時借入金の最高額について第3条に記載のとおり定めるものです。

最後に、議案第35号令和4年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算案についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ850万円と定めるものでして、款項ごとの予算

額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

主な歳出として、総務費では職員給与費及び運営経費などで837万1,000円、医業費では医薬材料費として2万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入としては、診療収入で8万8,000円、県支出金で60万円、一般会計からの繰入金で751万1,000円をそれぞれ計上しております。

以上4件の予算案について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号から議案第35号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第35号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第40、議案第36号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第41、議案第37号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第36号及び議案第37号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第36号並びに議案第37号の各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第36号令和4年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算案についてです。

本事業は高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営しており、市町村は被保険者の資格管理や保険料徴収事務、保険証の発行や給付申請の受付などの窓口事務に加えて、増大する医療費削減の一環として行っている保健事業を主な業務としております。本町における新年度の予算編成に当たっては、被保険者数を4,167人と見込み、予算総額を3億4,000万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図るものです。

なお、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。
また、一時借入金の最高額についても第2条に記載のとおり定めるものです。

続いて、議案第37号令和4年度四万十町介護保険事業特別会計予算案についてです。

第8期介護保険事業計画期間の中間年度となります令和4年度の予算編成に当たっては、令和2年度事業実績及び令和3年度の決算見込額を基に現時点で想定されます所要額を計上しております。

主な歳出としては、2款保険給付費において介護給付費の動向などを踏まえた推計を行い、24億7,150万7,000円を見込んだほか、5款地域支援事業費では1億8,374万1,000円を計上しております。

一方、これを賄う歳入としては、1款保険料に4億880万5,000円を計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなり、予算総額は27億2,340万円となっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用については、第2条及び第3条に記載のとおりそれぞれ定めるものです。

以上2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号及び議案第37号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号及び議案第37号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めてこれを行うことと決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第42、議案第38号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算、日程第43、議案第39号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算、以上、議案第38号及び議案第39号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第38号並びに議案第39号の各特別会計予算について、提案理

由のご説明を申し上げます。

まず、議案第38号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計予算についてです。

本議案は予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,630万円と定めるものでして、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

主な歳出としては、1款総務費で施設管理費982万3,000円、2款サービス事業費では職員人件費のほか、介護サービスに係る給食費等の賄い材料費などで合わせて3億2,538万7,000円をそれぞれ追加計上しております。

一方、これを賄う主な歳入としては、1款サービス使用料において前年度の実績等を踏まえて2億8,313万8,000円を見込んだほか、不足する財源については基金からの繰入金5,294万9,000円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額については、第2条に記載のとおり定めるものです。

続いて、議案第39号令和4年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計予算についてです。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ2億6,390万円と定めるものでして、款項ごとの予算額については、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

主な歳出として、1款総務費では厨房エアコン工事費など施設管理費で864万6,000円、2款サービス事業費で、職員人件費のほか、介護サービスに係る給食費等の賄い材料費や調理業務委託料などで、合わせて2億5,425万1,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う主な歳入としては、1款サービス収入において前年度の実績等踏まえて1億9,190万3,000円を見込んだほか、不足する財源については一般会計からの繰入金7,198万円に対応することとしております。

また、一時借入金の最高額について、第2条に記載のとおり定めるものです。

以上2件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第39号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第44、議案第40号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第45、議案第41号令和4年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第46、議案第42号令和4年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第40号から議案第42号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第40号及び議案第41号の各特別会計予算並びに議案第42号の水道事業会計予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第40号令和4年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算についてです。

令和4年度の業務としては、宮内、江師及び大正森ヶ内地区、3施設の加入戸数121戸に対して年間約4万6,000m³の汚水进行处理する予定でして、予算総額を歳入歳出それぞれ2,980万円と定めるものです。

主な歳出としては、総務管理費において、令和6年度に公営企業会計に移行するための固定資産台帳の整備等に係る費用として、地方公営企業法適用支援委託料373万5,000円を計上するとともに、施設等の維持管理費で834万3,000円、公債費で1,754万8,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入としては、事業収入及び繰入金など、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第2表に記載のとおり定めるものです。

続いて、議案第41号令和4年度四万十町下水道事業特別会計予算についてです。

令和4年度の業務としては、田野々処理区の処理対象人口約900人に対して年間約9万7,000m³の汚水进行处理する予定でして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,560万円と定めるものです。

主な歳出としては、総務管理費において、令和6年度に公営企業会計に移行するための

固定資産台帳の整備等に係る費用として地方公営企業法適用支援委託料693万6,000円を計上するとともに、施設の維持管理費で1,613万7,000円、老朽化した機器の更新費用として建設改良費で340万円、公債費で2,859万9,000円をそれぞれ計上しております。

一方、これを賄う歳入としては、事業収入及び繰入金など第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなります。

また、地方債については、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、第2表に記載のとおり定めるものです。

最後に、議案第42号令和4年度四万十町水道事業会計予算についてです。

令和4年度の業務予定量としては、給水人口1万6,140人、給水戸数8,440戸と想定して、年間約266万m³を給水する予定です。

第3条の収益的収入及び支出において、給水収益など5億6,937万7,000円の事業収益を見込むとともに、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費、減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用を合わせまして5億6,486万3,000円を計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、出資金などで1億8,679万3,000円の収入を見込むとともに、支出では建設改良費で8,889万7,000円、企業債償還金で3億4,531万8,000円をそれぞれ支出見込額として計上しており、支出に対して不足する額2億4,742万2,000円については過年度分損益勘定留保資金で補填する予定としております。

また、第5条から第9条については、企業債、予定の支出各項経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費、及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めるものです。

以上3件の予算について、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号から議案第42号までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究した後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第42号

までの3議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第47、発議第1号ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を求める決議を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、発議第1号ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を求める決議案についてです。

今述べました決議案をお手元に配付していますとおり、四万十町議会会議規則第14条第2項の規定によって提出します。

令和4年3月9日。四万十町議会議長味元和義様。

提出者は私、田邊哲夫、賛同者が橋本議員です。

決議案を読み上げる前に一言、ウクライナの現状、ご承知のように2月24日のロシアによるウクライナ侵略によって、今日で14日目を迎えます。連日テレビ報道、マスコミ、メディアを含めてロシアの蛮行、ウクライナの市民の実態が明らかになっています。ウクライナの市民や病院、学校までが攻撃をされ、多くの人命が失われています。

武力に対して武力ではなく、私どもはペンの力で抗議をすべく必要があるのではないかと考えました。でき得れば議長を除く、15名の町民代表である議員の皆様方の全員の賛同をいただいて、決議を出したいと思っています。

それでは、ただいまより決議案を読みます。

ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を求める決議案。

ロシア軍は2月24日、隣国ウクライナへの侵略を開始しました。軍事攻撃はウクライナ全土に及び、民間人や子どもを含め、多くの人命が奪われています。ロシアの行動は主権の尊重、領土の保全、武力行使の禁止を義務付けた国連憲章に明らかに違反します。いかなる理由があっても力による一方的な現状変更は断じて認められない。

この事態は欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねない極めて深刻な事態である。

とりわけ重要なのは、プーチン大統領がウクライナへの攻撃に対し、核兵器で対応する姿勢を示したことです。核兵器の使用も辞さないという最悪の威嚇であり、断じて許され

ません。

四万十町議会はロシア軍による侵略を最も強い言葉で抗議する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

日本政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ、対話と交渉による平和的解決を図るよう強く訴える。

以上、決議する。

令和4年3月9日。四万十町議会です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

この決議案について、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。したがって、この決議案に対しての質疑、討論は省略します。

これより、発議第1号ロシアのウクライナ侵略に抗議し、軍事攻撃の即時中止を求める決議を採決します。

発議第1号の提案のとおり、決議を決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立多数です。したがって、発議第1号の決議は原案のとおり決定されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第48、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時44分 散会